

平成30年 3 月高浜市議会定例会会議録（第 1 号）

平成30年 3 月高浜市議会定例会は、平成30年 2 月23日  
午前10時高浜市議場に招集された。

議事日程

- |       |                                                             |
|-------|-------------------------------------------------------------|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名                                                  |
| 日程第 2 | 会期の決定<br>( 諸 報 告 )                                          |
| 日程第 3 | 施政方針                                                        |
| 日程第 4 | 教育行政方針                                                      |
| 日程第 5 | 同意第 1 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について                                |
| 日程第 6 | 同意第 2 号 副市長の選任について                                          |
| 日程第 7 | 同意第 3 号 教育委員会教育長の任命について                                     |
| 日程第 8 | 議案第 2 号 高浜市国民健康保険条例の一部改正について                                |
|       | 議案第 3 号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について                               |
|       | 議案第 4 号 高浜市使用料及び手数料条例の一部改正について                              |
|       | 議案第 5 号 高浜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について                        |
|       | 議案第 6 号 高浜市障害者医療費支給条例等の一部改正について                             |
|       | 議案第 7 号 高浜市国民健康保険支払準備基金の設置、管理及び処分に関する条例<br>の一部改正について        |
|       | 議案第 8 号 高浜市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について                        |
|       | 議案第 9 号 高浜市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について                           |
|       | 議案第10号 高浜市都市公園条例の一部改正について                                   |
|       | 議案第11号 高浜市企業誘致等に関する条例の一部改正について                              |
|       | 議案第12号 市道路線の廃止について                                          |
|       | 議案第13号 高浜市職員の給与に関する条例の一部改正について                              |
|       | 議案第14号 財産の無償貸付について                                          |
|       | 議案第15号 高浜市介護保険・介護予防の総合的な実施及び推進に関する条例の一<br>部改正について           |
|       | 議案第16号 高浜市居宅介護等支援給付条例の一部改正について                              |
|       | 議案第17号 高浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する<br>基準を定める条例の一部改正について |

- 議案第18号 高浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第19号 高浜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第20号 高浜市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び高浜市やきものの里かわら美術館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第21号 高浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第22号 西三河地方教育事務協議会規約の変更について
- 日程第9 議案第23号 平成29年度高浜市一般会計補正予算（第8回）
- 議案第24号 平成29年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5回）
- 議案第25号 平成29年度高浜市土地取得費特別会計補正予算（第2回）
- 議案第26号 平成29年度高浜市公共下水道事業特別会計補正予算（第4回）
- 議案第27号 平成29年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第5回）
- 議案第28号 平成29年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4回）
- 議案第29号 平成29年度高浜市水道事業会計補正予算（第3回）
- 日程第10 議案第30号 平成30年度高浜市一般会計予算
- 議案第31号 平成30年度高浜市国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第32号 平成30年度高浜市土地取得費特別会計予算
- 議案第33号 平成30年度高浜市公共下水道事業特別会計予算
- 議案第34号 平成30年度高浜市公共駐車場事業特別会計予算
- 議案第35号 平成30年度高浜市介護保険特別会計予算
- 議案第36号 平成30年度高浜市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第37号 平成30年度高浜市水道事業会計予算
- 日程第11 報告第1号 平成30年度高浜市土地開発公社の経営状況について
- 報告第2号 平成30年度高浜市総合サービス株式会社の経営状況について
- 日程第12 議員派遣について

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員

1番 杉浦康憲  
3番 柳沢英希  
6番 黒川美克  
8番 幸前信雄  
11番 神谷直子  
13番 北川広人  
15番 小嶋克文

2番 神谷利盛  
4番 浅岡保夫  
7番 柴田耕一  
9番 杉浦辰夫  
12番 内藤とし子  
14番 鈴木勝彦  
16番 小野田由紀子

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市 長	吉岡初浩
副 市 長	神谷坂敏
教 育 長	都築公人
企 画 部 長	神谷美百合
総合政策グループリーダー	野口恒夫
人事グループリーダー	杉浦崇臣
総 務 部 長	内田 徹
行政グループリーダー	山本時雄
財務グループリーダー	岡島正明
市民総合窓口センター長	大岡英城
市民窓口グループリーダー	三井まゆみ
市民生活グループリーダー	芝田啓二
税務グループリーダー	山下浩二
福 祉 部 長	加藤一志
地域福祉グループリーダー	木村忠好
介護保険・障がいグループリーダー	竹内正夫
介護保険・障がいグループ主幹	唐島啓一
福祉まるごと相談グループリーダー	野口真樹
生涯現役まわりのグループリーダー兼福祉グループリーダー	磯村和志
こども未来部長	中村孝徳
こども育成グループリーダー	都築真哉
文化スポーツグループリーダー	鈴木明美
都 市 政 策 部 長	深谷直弘

都市整備グループリーダー	田 中 秀 彦
企業支援グループリーダー	島 口 靖
都市防災グループリーダー	神 谷 義 直
上下水道グループリーダー	杉 浦 睦 彦
地域産業グループリーダー	板 倉 宏 幸
会 計 管 理 者	杉 浦 嘉 彦
学校経営グループリーダー	内 藤 克 己
学校経営グループ主幹	村 越 茂 樹
監査委員事務局長	杉 浦 義 人

職務のため出席した議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	加 藤 元 久
主 査	加 藤 定
主 査	内 藤 修 平

議事の経過

○議長（杉浦辰夫） 皆さん、おはようございます。

議員各位には、公私御多忙のところ御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

3月定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会には、平成30年度予算案及び平成29年度補正予算案のほか、同意、条例の改正などいづれも重要な案件が提出されています。とりわけ、平成30年度予算案におきましては、さきの臨時会で議決されました第6次高浜市総合計画後期基本計画のスタートとなる年であり、多くのアクションプランが盛り込まれております。議会といたしましても、これらの諸案件に対し十分なる審議を尽くし、市民の要望する諸施策を市政に反映すべく努力いたしたいと存じます。議員各位におかれましては、格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます、開会の挨拶といたします。

---

午前10時00分開会

○議長（杉浦辰夫） ただいまの出席議員は全員であります。よって、平成30年3月高浜市議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

ここで、市長より招集挨拶があります。

市長。

〔市長 吉岡初浩 登壇〕

○市長（吉岡初浩） 皆さん、おはようございます。

本定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、平成30年3月高浜市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には大変お忙しい中を全員の方に御参集いただきまして、まことにありがとうございました。

日ごろより、市政各般にわたりまして格別の御尽力をいただいておりますことを厚く御礼申し上げます。

さて、今月9日に開幕をした平昌オリンピックも終盤を迎えております。フィギュアスケート男子では羽生選手が直前のけがを乗り越えてオリンピックの連覇を果たし、愛知県出身の二十の宇野選手が初出場で銀メダルに輝きました。スピードスケート女子500メートルでは、小平選手が三度目のオリンピックで悲願の金メダルを獲得いたしました。パシュートのメンバーも、オリンピック記録でこれも金メダルを獲得されました。重圧を力にかえ、自分との闘いに打ち勝ち、偉業をなし遂げた若者の姿は実にすがすがしく、私たちに勇気と、そして感動を与えてくれました。

本市では、平成30年度から第6次高浜市総合計画の締めくくりとなる後期基本計画がスタートをいたします。平成30年度の事業概要につきましては、後ほど施政方針の中で申し述べさせていただきますが、後期基本計画によりまして、諸課題に積極的に取り組んでまいりますので、皆様方の一層の御指導、御鞭撻をお願いいたします。

次に、本定例会に提案をいたします案件について申し上げます。

本定例会におきましては、同意3件、議案36件及び報告2件の計41件をお願いするものでございます。

詳細につきましては、私、副市長、教育長及び担当部長より説明をさせていただきますので、慎重御審議の上、御同意、御可決あるいはお聞き取り賜りますようお願い申し上げます、招集の挨拶とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

〔市長 吉岡初浩 降壇〕

---

午前10時4分開議

○議長（杉浦辰夫） これより会議を開きます。

お諮りいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦辰夫） 御異議なしと認めます。よって、本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

これより本日の日程に入ります。

---

○議長（杉浦辰夫） 日程第1 会議録署名議員の指名を議題といたします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長から御指名申し上げて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦辰夫） 御異議なしと認めます。よって、7番、柴田耕一議員、8番、幸前信雄議員を指名いたします。

---

○議長（杉浦辰夫） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期については、あらかじめ議会運営委員会で協議されておりますので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長、鈴木勝彦議員。

〔議会運営委員長 鈴木勝彦 登壇〕

○議会運営委員長（鈴木勝彦） 皆さん、おはようございます。

御指名をいただきましたので、議会運営委員会の御報告を申し上げます。

本日招集されました平成30年3月高浜市議会定例会の運営につきましては、平成29年12月14日及び平成30年2月16日に委員全員出席のもとに議会運営委員会を開催いたしました。

当局より提示されました案件につきまして、検討いたしました結果、会期は、本日より3月23日までの29日間と決定いたしました。

会議日程及び議案の取り扱いにつきまして、本日は、同意第1号から同意第3号までを即決で行い、議案第2号から議案第37号までの議案の上程、説明後、報告第1号及び報告第2号について報告を受けます。

2月27日及び28日の2日間は一般質問、一般質問終了後、関連質問を行います。

3月2日については、議案第23号から議案第29号までの補正予算関連議案の質疑、討論、採決を行い、議案第2号から議案第22号まで及び議案第30号から議案第37号までの総括質疑を行います。総括質疑後、予算特別委員会の設置を行い、議案第30号から議案第37号までの平成30年度当初予算関連議案を付託します。

総務建設委員会については、議案第2号から議案第12号までの11議案を、福祉文教委員会については、議案第13号から議案第22号までの10議案を、公共施設あり方検討特別委員会については、議案第8号1議案を付託し、審査を願うことに決定いたしました。

各常任委員会及び公共施設あり方検討特別委員会の日程につきましては、既に配付してあります日程表のとおりですので、御了承をいただきますようお願いいたします。

この3月定例会が円滑に進行できますよう格段の御協力をお願い申し上げます。報告といたします。よろしく願いいたします。

〔議会運営委員長 鈴木勝彦 降壇〕

○議長（杉浦辰夫） ただいま議会運営委員長の報告がありました。  
お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から3月23日までの29日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦辰夫） 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から3月23日までの29日間と決定いたしました。

ここで、諸般の報告をいたします。

12月分までの一般会計・特別会計及び企業会計の例月出納検査報告書及び定期監査報告書が監査委員から提出され、議会図書室にて保管いたしておりますので、随時ごらん願いたいと思います。

報告事項は以上であります。

---

○議長（杉浦辰夫） 日程第3 施政方針を行います。

市長の施政方針を求めます。

市長。

〔市長 吉岡初浩 登壇〕

○市長（吉岡初浩） 30年度の施政方針を述べさせていただきます。

松下幸之助さんの著作の中で「与え与えられるのが、この世の理法である」という一節から始まる一文があります。「与えるとは、自分の持っているもので、世の中の人々に精一杯サービスすること」。つまり、力のある人は力で、優しい人は優しさで、学者は学問で、商人は商売で、そして「どんな人にでも、探し出してくれば、その人だけに与えられている尊い天分というものがある。その天分で、世の中にサービスをすればよいのである。サービスのいい社会は、みんなが多く与え合っている社会で、だからみんなが身も心もゆたかになる。」と記しておられます。

私は、若いころに工学博士の糸川英夫さんの私塾に学びました。日本初のロケットを打ち上げた東大の先生であった糸川さんも、晩年にはよく「個在共存」、つまり「皆さんどこかで個々役割があり、それが社会で共存していくのだ」とおっしゃっていました。いずれも、私が常々申し上げている「まちのことは自分ごと」と共通しています。ここで暮らしていくに当たり、自分には何ができるのかということをお考えれば高浜市は必ずよくなる、住み続けたいまちになるというのが私の信念であります。今、そして、これから、いつの時代の高浜市も幸せに輝くようにするには、市民の皆様と手を携え、理解を共有しながら、計画的にまちづくりに取り組まなくてはなりません。

思い返せば、平成21年の就任早々着手をしたのが第6次高浜市総合計画の策定でした。総合計画を着実に実行していくことが私に課せられた責務であり、昨年8月の選挙において市民の皆様から負託をいただき、後期まで任せていただけることに身の引き締まる思いであります。

折しも、平成30年度は第6次高浜市総合計画の後期基本計画のスタートの年です。策定に携わっていただいた市民委員さんからの御意見を踏まえ、地域との連携が大きな軸をなし、自治基本条例にもうたう「参画・協働・情報共有」の精神をもう一度意識し、盛り込むことに注力しました。

ともすれば、こういった計画は行政が主体となって進めると思われがちですが、100人近い市民の方に参加をいただき、平成21年に高浜市の未来を描く市民会議を実施し、第6次高浜市総合計画をつくり上げました。「思いやり 支え合い 手と手をつなぐ 大家族たかはま」という将来都市像のキャッチフレーズも、このとき市民のアイデアをつなぎ合わせて決めたものです。策定後には進行管理も市民の皆様とともにいき、かかわっていただいた市民は延べ約450人。まさに第6次高浜市総合計画は高浜市民と行政がともにつくり、実行し、育て上げてきた計画です。後期基本計画はその最後の4年間の指針として、本年1月の臨時議会でお認めをいただき、いよいよ4月からスタートします。

また、この計画を裏づける財源として、平成30年度予算編成方針を「未来へつなぐスタート予算」とし、歳入面では新たな財源の獲得に全力を挙げ、歳出面では事業の見直しと重点化、現場主義とトップマネジメントの視点、重点取り組み事項への財源配分という3つの基本的な考え方を掲げ、編成をいたしました。重点取り組み事項とは、以下の10項目につながる事業といたしました。それは、徴収率の向上、公共施設総合管理計画の推進、情報発信の強化、行政内部事務の省力化、安心な子育て環境、ICT教育、教育環境向上、企業誘致・産業振興、防災力強化、地域包括ケアシステムの構築でございます。

それでは、これより平成30年度の主要施策について、第6次高浜市総合計画の基本目標に沿って述べさせていただきます。

初めに、基本目標Ⅰ「みんなで考え みんなで汗かき みんなのまちを創ろう」でございます。

「まちへの想いを育み、いつまでも住み続けたいと思えるまちをつくります」、この目標は、我々の向かうところを象徴するフレーズです。実現には、まちづくりの課題や目標が市民と行政で共有され、まちへの愛着を高めていかななくてはなりません。これまでも市民の方との協働には積極的に取り組んでまいりましたが、今後も情報発信に対する意識の向上や、タイムリーかつわかりやすい情報提供に努めてまいります。特に、情報発信パワーアップ事業として、見たくなる、参加したくなる発信の仕方を検討、実施をいたします。広報紙、ホームページ、フェイスブックなどの媒体を活用していきますが、一方通行ではなく、語り合いの場を設け、とりわけ若い世代との情報共有を意識した取り組みを進めます。

これと並行し、みんなでまちづくり事業では、若い世代や定年退職直後の市民が地域活動に参加しやすい仕組みを構築します。また、職員力を上げ、より市政に貢献できる人材育成が可能な環境を整え、ワークライフバランスを考えた働き方改革を進めてまいります。

健全財政を維持しつつ市民サービスを低下させることなく、より向上させていくためには、将来を見据えた財政計画をもとに、公共施設総合管理計画にのっとり公共施設の管理計画を着実に進め、限りある財源を将来につなげていくことが大切です。皆様と情報を共有しながら、長期財政計画に記載している見直し事業を確実に実施するとともに、経常経費見直し事業として、全ての事業について前例踏襲や現状維持という発想を排除して常に点検・見直しを行い、投資に対する効果を明確にするなど、限りある財源の効率的な活用に努めます。

また、ICTでまちづくり推進事業として、ペーパーレス会議の実施を初め、庁舎内のICT化や行政内部事務の省力化と省資源化による歳出の削減に取り組んでまいります。

その他、消費税額の改定を見越し、受益者負担の適正化事業では、公共施設使用料の公平性を確保するための検討をしております。

次に、基本目標Ⅱ「学び合い 力を合わせて 豊かな未来を育もう」でございます。

高浜市が好きという思いは、まちづくりの原動力となるものです。まちの魅力・自慢に触れる機会をこれまで以上に豊かにしながら、市民の共通財産として次の世代に引き渡し、まちづくりに生かしていくことが大切であると考えております。そして、あらゆる世代、誰もがよりよい人生・充実した人生を送ることができるよう、個人あるいは仲間とともに楽しく学習したい、活動したいという想いを応援していきます。持っている知識、特技、体験などを自分のための学びにとどめず、教える、発表するなど地域や社会活動の中で生かしていくことで、意欲の向上や人とのつながり、まちへの愛着・誇りの高まり、まちづくりへの参加・参画の裾野の広がりとしていくことが大切であると考えております。後期基本計画とあわせ、第2次生涯学習基本構想・基本計画も取り組みの方向性を新たにし、「まなびでつなぐ大家族たかはま」を進めてまいります。

市誌編さん事業では、市の有形・無形の歴史資料を整理して後世に伝えるとともに、現在及び将来に活用することを目的として2年後の刊行を目指し、現在、市民調査員、学生などによる調査執筆活動を進行しています。

学び合い・高め合い事業では、世界大会や全国大会ですばらしい成績を上げてきた、たかはま夢・未来塾の活動を継続しつつ、あらゆる年齢層の生涯教育活動の推進を軸に、個人的な楽しみからまちづくりにつながる学びまで幅広く知識を得、体験し、高め合うことを目指します。あわせて、生涯スポーツ推進事業では、スポーツに親しむ機会の提供を続けながら、スポーツ施設の改修工事など順次取り組んでいきます。

私たちの高浜市を将来につなぎ、発展させていくのは、これから高浜市を支えていく子供たちです。子供たちが夢と希望を持って未来に力強く羽ばたいていけるような、また、地域の人たち

に見守られて育っていくような環境を整えていくことが、私たち今の大人たちの責務です。高浜市の子供たちが、高浜市のよさや高浜市民の一員であることを感じて成長するため、高浜カリキュラムを、まちの資源を生かし、地域と協働して実践します。

その中で、学習指導要領の改訂により必修化される英語教育やプログラミング教育においても、高浜ならではの特色を生かした教育に取り組んでまいります。また、教育基金創設に向け、教育委員会と協議を開始し、異校種間連携推進事業を実施しながら、12年間の学びや育ちをつなげるという目標に向かって、これまで以上に教育政策を強化してまいります。

高浜小学校等整備事業では、既にスタートしている建設工事を安全に進めるため、随時、関係者との協議の場を設け、地域交流施設を中心とした運営体制を整備してまいります。あわせて、個に応じた教育の充実として、支援が必要な子供たちの情報を途切れることなく教育現場が共有し、一人一人の成長を支えることに努めます。

子供の健やかな育ちには充実した保育環境も欠かせません。女性の活躍が期待をされる中、働きながら安心して子供を産み育てることができる環境を整え、待機児童ゼロを目指してまいります。

保育サービス充実事業として、高取幼稚園・保育園の民営化、認定こども園化、また、同じく高浜幼稚園のこども園化の準備に取りかかり、定員拡大など子育てを総合的に支援する体制を強化します。また、保育士の確保が全国的な課題である中、子育て・家族支援ネットワーク事業で地域の人材の発掘、育成に取り組み、居場所充実事業では、小学生の放課後の居場所を地域の中で充実させるため、地域向けの子育ち・子育て支援講座を実施いたします。

次に、基本目標Ⅲ「明日を生み出すエネルギー やる気を活かせるまちをつくろう」でござい  
ます。

産業は、まちに活力を生み出し、市民の働く場の確保や、所得を得て消費の場となるなど、安定した市民生活を支える基盤です。優良農地の保全をしつつ、地場産業の振興、企業誘致の促進、企業や事業者の新たな取り組みや意欲・挑戦を応援していきます。

現在、造成工事が進んでおります豊田町の工業用地や、さらなる企業誘致に向けた工業用地としての小池町の整備を進め、民間企業の設備投資の促進や雇用機会の拡大を図るなど、産業振興等を通じた市税収入の増収に取り組んでまいります。

総合計画の前期基本計画を進める中で、市民の皆さんと高浜市の風土に適した特産野菜として考え、つくり始め、現在では協力者もふえ、県外からも問い合わせがあるほど人気となったジャンボ落花生は、農業経営安定推進事業としてさらに展開を図ります。

地場産業振興事業では、瓦が風評被害で深刻なダメージを受ける中、昨年、鬼師の技術が国の伝統的工芸品に指定されました。これをバネに、三州瓦の優位性をアピールする支援を行ってまいります。また、この鬼師の技と、レクサスなどにもかかわる地元自動車部品メーカーの技術を

マッチングさせた高浜高校SBPは、カワラでつながるミライ事業として、取り組み支援を継続し、さらに地域からビジネスの視点を持った取り組みを発掘してまいります。

観光推進事業では、このような地域の産業や若い世代の感性も地域資源の一つと考え、高浜市の魅力や自慢をより一層発信し、ふるさと寄附金にも反映できるよう工夫を凝らしていきます。

環境施策では、次世代にまで引き継ぐ快適できれいなまちにしていくため、一人一人の環境に対する意識を高めることを目指します。

みんなでまちをきれいにしよう事業では、市民の方と構成する生活環境問題研究会での情報交換やエコハウスでの資源ごみ分別学習といった地道な活動を継続するとともに、スマートフォン向け分別アプリを導入するなど、多角的にゴミの減量化に取り組んでいくこととします。

愛知県によって進められてきた、衣浦大橋東付近の渋滞緩和を目指す高浜高架橋がいよいよ3月下旬に開通します。高浜市の大動脈の姿が変化し、人と物の往来がまた一段と変わるのではないのでしょうか。道路、橋梁などのインフラ施策では、道路施設（舗装・橋梁等）保全事業、上下水道事業として安心して安全な暮らしを支える道路やライフライン等について、計画的な整備や保全を図ります。

緑のあるまちづくり事業では、地域の皆さんとともに公園など身近な憩いの場を育ていくとともに、老朽化や利用状況に対応した公園施設再整備計画の研究を実施し、まちの魅力を高めま

す。

安全・安心の確保は市民生活にとって何よりも優先すべきものであります。先立って、愛知県被災自治体支援活動訓練が高浜市を舞台に初めて実施をされ、県や他の自治体の方と実際の場面での動き方を確認し合いました。自助、共助、公助の考えに基づく役割分担と相互連携のさらなる強化を図っていく中で地域や企業と連携した災害時要支援者等への対策を強化するとともに、インターネット等を活用した防犯・防災システムを研究し、地域の防災力・防犯力強化を図ってまいります。

防災ネットワーク推進事業では、防災ネットきずこう会の活動と市総合防災訓練を両輪に、例えば事業者の方、外人の方という切り口を設けて、いざというときのための情報の共有や訓練を行います。

防犯対策推進事業では、地域の方や警察と連携した防犯ネットワーク会議を継続し、啓発活動やパトロール活動を実施し、あわせて交通安全啓発事業でも関係機関とともに地道な活動を継続します。

高齢者の交通安全対策も急務であり、免許の自主返納も促進してまいります。

また、全国的な課題として注目され、高浜市においても徐々にふえ始めた空家問題に対しましても、課題としてだけでなく、地域の資源として捉え、その利活用について検討をしてまいります。

次に、基本目標Ⅳ「いつも笑顔で健やかに つながり100倍ひろげよう」でございます。

高浜市に暮らす誰もがその人らしくいつも笑顔でいられるように、福祉・医療施策では、相談支援体制の充実と生涯現役のまちづくり、地域包括ケアシステムの構築を進めてまいります。また、相談支援体制の充実として発達障がい専門教育を実施し、現場で活躍できる人材育成を進めるとともに、認知症の医療や介護の専門的知識及び経験を有する認知症地域支援推進員を配置し、認知症の理解促進や認知症の方や家族等への相談支援体制を強化してまいります。

生活困窮者自立支援事業では、学習の面で公的な支援と地域の支援の双方から子供の貧困の連鎖を断つ支援をしてまいります。

また、避難行動要支援者支援事業では、福祉系の事業所と連携し、個別計画の策定や福祉避難所の訓練を実施いたします。

介護人材確保・育成等事業では、全国的な課題となりつつあり、市としても一丸となって取り組む必要があります。地域支え合い・サポーター養成講座と並行して、介護職の魅力のPR活動をしていきます。

健やかで心豊かに生活するためには健康であることが大切です。一人一人が健康づくり活動に取り組むことができるよう環境を整備するとともに、健康寿命を延伸させるための事業を実施します。

健康づくり応援事業では、マシNSTAジオの運営や検診受診の促進に加え、従前より若い世代に向けて生活習慣病予防教室を実施します。「2025年問題」の言葉に象徴されるように、いわゆる団塊の世代の方々が後期高齢者に達する時期には、医療・介護の需要は確実にふえていきます。一方で家族の介護力の低下も懸念されます。とりわけ医療については地域ニーズの状況に加え、将来的変動、人口の状況を踏まえた上で、その実情に応じた医療体制を整えていく必要があります。地域の中で医療と介護の連携が図られ、在宅生活を支えていくため、医療法人豊田会と市内医療関係機関や介護施設の連携により、市民の医療と介護を支える地域包括ケアシステムを構築してまいります。

将来を担う子供たちに対して切れ目のない支援も実施してまいります。出産後間もない時期の赤ちゃんの健診に加え、お母さんの心と体の健康状態を把握するため産後無料検診を実施し、安心な子育て環境を整えてまいります。子供たちの発達面では、発達障がいなどの相談を含め、専門的な相談に応えられるよう、いきいき広場の中の教育委員会と連携を取り合って、成長に応じた継続的な支援をしていきます。

超高齢化社会を踏まえ、生涯現役のまちづくり事業では、これまで健康自生地などでサービスを受ける側であった方が、その知識や技能を生かし、担い手側へと移行するなど、高齢者が生き生きと活躍できる場の創出につなげてまいります。また、その状況を国立長寿医療研究センターと検証し、どのような活動が効果的なのか幅広くPRしてまいります。

在宅医療・介護連携推進事業では、在宅医療と介護の連携に対する課題整理と対応策の検討、「えんjoyネット高浜」の利用促進と普及・啓発、刈谷豊田総合病院と地域の診療所をつなぐ専門性の高い医療分野の業務委託を進め、地域医療振興事業では、地域医療ネットワークの定着を図り、病院と診療所の役割分担を進め、ネットワークの利便性をより多くの市民へPRしていきます。

以上、平成30年度の市政運営に当たり、主要施策について申し述べさせていただきました。

最後に、現在、社会は大変なスピードで変化をしています。無人の自動車運転やAIとプロ棋士との対戦など、AI、IoT、最新のデジタル技術がマスコミで紹介されない日はなく、10年後、20年後の暮らしや仕事は想像もできないくらいさま変わりするでしょう。こうした中、現役世代の私たちは、10年後、20年後もこの高浜市を責任を持って将来に引き継いでいかなければなりません。現役世代だけでなく、将来世代にも理想とする高浜市の未来に向かって全庁一丸となって邁進してまいります。行政だけではまちの課題、時代のもたらす課題に対応するには限界があります。

まちづくりの主役である市民、地域と、事業者、関係機関、議会、行政がそれぞれ役割を担い、冒頭に申し上げましたが、まちのことを自分ごととして考え、自分には何ができるかということを考え行動できる市民の方をふやし、未来に向けてまちづくりの歩みを地道に進めていくことこそが課題解決の唯一の手段と言えます。

高浜市の今をアシタにつなぐために、今後とも議員各位並びに市民の皆様のより一層の御支援、御協力をお願い申し上げ、平成30年度の施政方針とさせていただきます。

〔市長 吉岡初浩 降壇〕

○議長（杉浦辰夫） 以上で施政方針は終わりました。

---

○議長（杉浦辰夫） 日程第4 教育行政方針を行います。

教育長の教育行政方針を求めます。

教育長。

〔教育長 都築公人 登壇〕

○教育長（都築公人） それでは、平成30年度高浜市教育行政方針を述べさせていただきます。

まず初めに、知識基盤社会におけるグローバル化や技術革新がますます進展する中で、これからの子供たちには、みずから課題を発見し、解決に向けて思考、判断して実践し、自分の考えを表現する力が求められています。また、人として、豊かな心を持ち、周りの人たちと協調し、互いに高め合うことのできる人間性を高めていくことが重要です。学校は、未来を担う子供たちがたくましく生き抜くために、これらの資質・能力を育てていかなければなりません。

高浜市では、第6次高浜市総合計画のもとで教育基本構想を策定してから7年目を迎えます。

これまで前期3年、中期4年の基本計画に基づいた教育実践に取り組み、学校、家庭、地域が連携を深め、子供たちの学びや育ちのつながりを大切にすることにより成果を上げてきました。いろいろな人たちとかかわりながら学び、「できた」「わかった」という喜びを感じ、周りの人から認められ、自分の成長を実感する経験を子供たちに繰り返し体験させることが、学び続ける力を培うために重要であると考えます。平成30年度からは新たな後期4年間の基本計画のもとで、さらに子供たちが個性を發揮し、生き生きと学ぶことができるように、引き続き学びや育ちをつなげる実践を積み上げていきます。

平成29年3月には、これまでにない大改革と言われる新学習指導要領も告示され、平成30年度より移行期間を迎えます。完全実施となる特別の教科道徳を初め、外国語活動・外国語科、プログラミング学習、プログラミング的思考やICTを活用した授業実践などへの取り組みを計画的に進めます。そして、子供たちが学びや育ちをつなげ、主体的・対話的で深い学びを充実させることができるような体制を全教職員で構築していきます。

また、いじめや不登校の問題、児童・生徒の貧困問題、教職員の多忙化問題など学校が抱える問題に対し、園・学校と家庭・地域が力を合わせて子供を育てる環境をつくります。

これより、平成30年度における取り組みについて述べさせていただきます。

幼・保小中12年間の連携では、幼児・児童・生徒が高浜市のよさを感じながら、心豊かに成長・発達するために12年間の学びと育ちをつなぐ異校種間の連携教育を推進します。そのために、教職員間の情報交換会や異校種参観を継続して実施し、互いの教育観や指導法への理解を深めます。そして、共通の目標を掲げ、子供の実態から身につけさせたい力を明確にし、指導が途切れないようにつなげていく教員の意識をさらに高めます。

教員が子供と真摯に向き合い、力を最大限に引き出し、成長を実感させるようにともに歩いていく姿勢が大切です。教員がともに学ぶ姿勢を示すことで子供が学び続ける意欲を高め、12年間の学びをつなげることに繋がると考えます。また、異校種間での子供同士の交流事業も引き続き見直しを図りながら進め、交流する中で互いのことを理解し合い、自分の成長を実感したり、進学後の見通しを持ったりすることができるようにします。

これまで蓄積してきた高浜カリキュラムや各教科領域のすぐれた実践の単元構想や資料についても集約・活用を一層進めていきます。さらに、目指す幼児・児童・生徒の姿を共有化するために、高浜市が育てていきたい生活習慣・学習習慣を周知するための活用型カレンダーを全ての園児・児童・生徒や関係機関に配布し、家庭や地域との連携を図ります。

確かな学力向上では、教師力・授業力の向上として、幼児・児童・生徒に確かな学力を身につけさせるために、専門的な教育の担い手としての教員の教師力・授業力向上を引き続き目指します。各学校の主題研究や個々の公開授業実践、特別委員会の設置、関係機関との連携などを通して、主体的・対話的で深い学びを実現させるための教育課程の検討や授業改善を図ります。具体

的には、アクティブラーニングの実践、ICTを活用した実践、外国語のCAN-D oリストの作成、ALTの1名増員、高浜版プログラミング学習の教育課程検討などを進めます。

教職員研修では、教育センターグループが核となり体系的・計画的に研修を実施することで、教職員の資質と指導力を向上させていきます。平成29年度も開催した道徳や小学校外国語活動の実践的な授業づくり、指導方法の研修会を初め、各種研修会を継続実施し、実践的指導力の向上を図っていきます。これまで経験年数の少ない教員を対象としていた特別支援教育研修においては、管理職や中堅教員まで対象を広げ、個に応じた指導をさらに充実していきます。たかはま夢・未来塾と連携した高浜版プログラミング学習の実践を見据えて、教職員へのプログラミング研修を新たに立ち上げます。また、平成30年度は、研究委嘱校として高浜小学校がかかわり合いを重視した授業づくりを基盤とした研究で2年目を迎え、平成31年度の発表に向けて研究実践を進めます。

きめ細やかな指導の充実として、児童・生徒一人一人の学力の定着を図るためにはきめ細やかな指導が不可欠です。少人数指導は、各学校で児童・生徒の実態に合わせ、学びの質を高め、教育効果を上げるように取り組んでいます。学級の枠にとらわれず、意図的かつ計画的に学習コースを設定し、学習集団を形成します。これまでの基礎学力の定着に加え、活用力の育成にも力を入れることが求められていますので、アクティブラーニングを進めながら、子供たちの実態に合わせた指導方法を工夫していきます。また、少人数指導の授業方法を検証し、少人数指導の効果的な指導法について追求し、個に応じた学力の向上を図っていきます。そのために必要なサポートティーチャーの配置を継続して行います。

一人一人を大切に教育では、特別支援教育の充実として、平成27年度、園や学校で困り感を持っている子供に、必要に応じた支援ができるように、個別の教育支援計画の様式について見直しを行い、紙媒体で教育支援計画を蓄積するとともに、懇談の場で保護者と教職員がそれらを共有することにより有用な話し合いを進めてきました。今後も適宜見直しを図りながら、学校を中心に医療や福祉サービスなど関係機関と連携して、それぞれで行われている適切な支援が繋がっていくように取り組むとともに、学校規模や必要の度合いに応じてスクールアシスタント、通級指導担当者、スクールサポーター等を配置します。各校には、特別支援教育コーディネーターの役割を位置づけ、自校の体制について見直し、改善を進めていきます。さらに、愛知県教育委員会の特別支援教育モデル事業の指定を受け、高浜高等学校とともに、中学校から高等学校までの連続性を視野に入れて、個別の教育支援計画の引き継ぎと活用の研究を進め、義務教育課程修了後も子供や保護者が安心して進学できるように協力していきます。

教職員一人一人が、特別な支援を要する児童・生徒へ適切な支援を行うことができるように、また、障がいへの理解を深めるためにも、特別支援教育に関する研修を引き続き行います。

いきいき広場福祉部との連携として、平成29年1月に教育委員会はいきいき広場に移転し、そ

の利点を生かして連絡、相談、対応を滞りなく行い、福祉部との連携を一層進めてきました。子供を取り巻く環境はさまざまであり、適切な支援が求められています。関係各所が連携し、多様なニーズに応えることができるように、子供や家庭を見守り、支援していきます。

高浜市が独自に行っている5歳児健診における子供の発達相談は、子供の成長が気になる保護者、子供の就学に不安を持つ保護者が、こども発達センターの専門家に直接、発達相談・教育相談を行うとともに、就学予定先の学校職員から説明を聞いたり、相談したりする場としています。学校は、就学前の早期から園児の実態を把握し、就学に向けた適切なアドバイスをすることにより、保護者が時間をかけて計画的に就学に向けて準備を整えることができるようにしていきます。

また、こども発達センターの専門職と教育委員会の専門家が小学校区ごとにチームを組み、引き続き各園・学校を巡回訪問し、具体的な支援について助言を行います。さらに、高浜市学習等支援事業「ステップ」や「あすたか」との連携を深め、支援を必要とする家庭、児童・生徒の学習・生活支援を進めます。そして、安心して楽しく学ぶ場を提供し、子供たちがみずから学ぶ力や生き抜く力を育むことができるように支援していきます。

相談活動・学習支援の充実として、こころの相談員については、週2日間、午前中は高浜市適応指導教室「ほっとスペース」において、午後は各校を訪問して児童・生徒や保護者、教職員の相談を行います。また、スクールヘルパーを中学校に配置し、学校不応を起している生徒の学習支援や生活支援を行います。これらの活動は、自分が大切な存在、価値ある存在であると思ふ心である自己肯定感と、自分が誰かの役に立ち、誰かに必要とされていると思ふ心である自己有用感を育むことにつながります。相談活動や学習支援だけでなく、学校生活のさまざまな場を充実させることによりこれらの心を育み、不登校やいじめ対策につなげていきます。また、スクールカウンセラーを中学校を中心に派遣し、児童・生徒や保護者の抱える悩みを受けとめ、心のケアをする役割を果たしていきます。

外国人支援教育の充実として、高浜市では愛知県内でも外国人の占める人口割合が多い自治体の一つとなっています。それに伴い、各校の外国籍児童・生徒についても増加の一途をたどり、現在250名を超える児童・生徒が在籍し、多国籍化が進む傾向が見られます。日本語の指導が必要な児童・生徒に対しては、保護者の了解のもとで校内の日本語指導教室で定期的に日本語を学ぶ場を設定します。海外から来日して日が浅い児童・生徒は、日本語や日本の文化を理解できず、学習・生活の両面で支障を来す状況があります。これまで、言語や生活習慣等がふなれな外国籍の児童・生徒を対象に、翼小学校において早期適応教室「くすのき学級」での適応指導を実施し、成果を上げてきました。就学前の園児に対しても、小学校入学前に指導を受けることができる体制を整えます。しかし、受け入れることのできる人数や通級ができる居住範囲にも限界があるため、平成30年度より指導員を1名ふやし、高浜小学校にも新たに早期適応教室を開設します。また、支援が必要な児童・生徒、保護者対応として、引き続き通訳者を3名配置し、通訳・翻訳活

動、相談活動、言語指導、進路相談など細やかな対応を行うことで、日本の学校への適応を図っていきます。

地域と協働する学校では、学校を学びの拠点とし、地域の活動を行う場、地域の住民が授業や学校行事等を通して子供たちと交流する場となるように努めます。特に、生活科や総合的な学習の時間などの高浜カリキュラムの実践や各種学校行事においては、地域の「人・もの・こと」を大切にし、保護者に協力を得たり、地域の方にゲストティーチャーとして子供とかかわっていただいたりして、ともに活動し、ともに学ぶ機会を積極的に取り入れていきます。

また、子供が地域行事に参加したり、参画したりすることを通じて、地域の方との触れ合いを密にしていきます。そして、地域行事を通じて高浜市の文化を継承、開発、発展させることができるように、各校の教頭がコーディネーターとしての役割を果たして働きかけていくことで、地域全体で子供たちを育む、「地域とともにある学校」を目指します。

さらに、学校、家庭、地域がそれぞれできることを確認し、三者一体となって協働し、学校づくり活動が展開されるように学校関係者評価委員会の活動を充実させ、学校教育活動に対する理解と協力、指導をいただきながら、学校運営の改善につなげていきます。

安全で快適な教育環境では、学校は児童・生徒にとって学びの場であるとともに、一日の大半を過ごす生活の場です。また、地域の皆様にとっては、地域コミュニティの拠点でもあるので、学校が地域とのかかわりを大切にしたい市民の学び舎となるために、教育環境の整備を計画的に進めていくことが大切です。

高浜小学校等整備事業については、多様な活用が可能な学校施設として、また、地域のまちづくりや交流の拠点、避難所機能を持った学校としての整備計画を着実に進めてきました。子供にとって学びやすく、教職員にとっても働きやすい学校となるように、平成31年度の開校を目指して、昨年末に着工いたしました。子供の教育活動に支障を来すことのないように、環境にも配慮しながら、安全第一で新校舎の建設を進めます。

また、平成31年度より、高浜小学校の水泳授業を民間プールの活用により実施することに伴い、その運用や水泳指導カリキュラムなどについて検討を進めていきます。

老朽化に伴う改修や修繕につきましては、公共施設総合管理計画を基本として、学校からの要望なども考慮しながら計画的に予算を配当し、速やかに対処していきます。

さらに、教育のICT化を推進し、小・中学校に整備したタブレットを有効に活用するとともに、電子黒板、モニター、デジタル教材等の充実を図り、児童・生徒が学習に興味を持ち、積極的に授業に臨むことができる環境づくりに取り組みます。

平成29年度は北朝鮮によるミサイル発射が繰り返されたり、東海地震に関連する情報から南海トラフ地震に関連する情報の運用に切りかわったりするなど、子供の安全に係る新たな事案や運用の変更がありました。対応マニュアルの再確認を図り、避難訓練を実施して検証しながら、各

校、学区の実態に応じたよりよい対応を考えていきます。

また、子供たちにとって最大の教育環境は教員です。現在、働き方改革が叫ばれている中、教員の多忙化解消についても具体的な取り組みが求められています。愛知県教育委員会が平成29年3月に策定した教員の多忙化解消プランに基づき、高浜市教育委員会と校長会で協議し、平成30年度より、中学校における部活動の朝練習を廃止したり、夏季休業中において一定期間、学校閉校日を設定したりするなど、学校における教育活動全般の見直しを図っていきます。そのほか、各校の実態に応じて業務改善に取り組み、教員が毎日笑顔で子供たちと接することができるように努めます。

終わりに、日本は少子高齢化、人口減少による危機を感じる時代となっています。現在、高浜の人口は微増ではありますが増加傾向です。しかし、この流れも長く続く保証はありません。

「思いやり 支え合い 手と手をつなぐ 大家族たかはま」、この将来都市像を実現するのは魅力的なまちづくりと、そこに生きる人の育成であると考えます。今を生きる子供たちが、将来、社会に出て活躍し、未来の高浜をつくる原動力となる人材に成長することを願ってやみません。子供たちは、さまざまな人とかかわりながら学び、自分の成長を実感することができ、自己有用感や自己存在感が生まれます。そして、学び続ける力が湧き、学んだことを生かしてよりよい社会を築こうという意識や行動につながります。そのために、今こそ学校、家庭、地域で協働して子供たちを育てていかなければなりません。学校は、その地域を映し出す鏡であると言われる。子供たちや教職員、保護者、地域の人々などから構成される一つの社会である学校を、みんなの力で育てていきたいと考えます。高浜市教育委員会は、高浜教育ビジョンである「高浜を愛し、高浜の良さを学んで、高浜でたくましく生きる未来市民の育成」の実現に向けて、家庭や地域の人々、各種団体の方々の御協力、御指導をいただきながら、これからも地域と協働する学校づくりを推進していきます。

以上でございます。

〔教育長 都築公人 降壇〕

○議長（杉浦辰夫） 以上で教育行政方針は終わりました。

暫時休憩いたします。再開は11時5分。

午前10時52分休憩

---

午前11時2分再開

○議長（杉浦辰夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副市長。

○副市長（神谷坂敏） それでは、同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして提案理由を申し上げます。

議案参考資料をあわせてごらんいただきますようお願い申し上げます。

本案は、現委員の篠田裕重氏が平成30年3月31日で任期満了となりますので、新たに山口清隆氏を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の御同意を賜りたく提案させていただきます。

同氏は、会社経営に携わられる一方、長年、特定非営利活動法人高浜南部まちづくり協議会理事長・副理事長、公益社団法人刈谷法人会高浜支部支部長等の要職を務められ、幅広い知識と豊かな経験を有しておられます。誠実な人柄は、地域での人望も大変厚い方でございます。培った知識と経験を委員として、中立・専門的な立場から、固定資産課税台帳に登録された事項に関する不服の審査、決定に当たりまして、公平で厳正に行っていただけるものと確信をいたしております。

なお、任期につきましては3年となります。

何とぞ御同意を賜りますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（杉浦辰夫） これより質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦辰夫） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦辰夫） 賛成討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦辰夫） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、原案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦辰夫） 起立全員であります。よって、同意第1号は原案に同意することに決定いたしました。

---

○議長（杉浦辰夫） 日程第6 同意第2号 副市長の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（吉岡初浩） それでは、同意第2号 副市長の選任につきまして提案理由を申し上げます。

本案は、平成26年4月から副市長として御尽力をいただきました神谷坂敏が本年3月31日で任期満了となりますことから、引き続き副市長に選任いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

同氏の略歴につきましては、議員の皆様には既に御案内のとおり、環境部門、子育て部門、文化・スポーツ部門等において尽力され、平成26年4月からは副市長として、卓越した手腕と行動力で市政の進展に努めております。第6次高浜市総合計画後期基本計画の着実な実施に向け、また、今後の新たな行政課題に対し、柔軟かつ幅広い対応ができる能力の持ち主でありますことから、私の補佐役として適任者であると判断しておりますので、市議会の皆様におかれましては、よろしく御審議の上、御同意を賜りますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。よろしくお祈りいたします。

○議長（杉浦辰夫） これより質疑に入ります。

6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） それでは、最初に、吉岡市長の神谷副市長に対する人物的な評価とこれまでの業績をどのように評価されているのか、まずお伺いいたします。

○議長（杉浦辰夫） 市長。

○市長（吉岡初浩） 今、申し上げましたとおり、行政経験も大変豊富であるということと、大変この4年間、私もさまざまな局面がありましたが、しっかりと支えていただいたというふうに認識をしております。

○議長（杉浦辰夫） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） それでは、私の職員時代の経験でいいますと、副市長は組織の事務方のトップとして職員を叱咤激励しながら調整し、業績を達成していく。あるときは現場の意見を市長に伝えたり、市長に諫言したりする役割があり、市民との間に問題が起これば、市民の理解を得るべき調整に走り回る役割だと考えていますが、神谷副市長が就任してから、高浜市始まって以来の住民投票が行われ、住民監査請求、行政訴訟など市民から行政運営が疑問視されている状態ではないかというふうに思います。説明責任を十分果たさず、住民の意思を無視しているのではとの批判も聞いております。行政訴訟では、手続違反があったということで敗訴という結果にもなっています。

このようなことは、組織の事務方のトップである副市長の責任が大きいと思いますが、市長はどのようにお考えでしょうか。お伺いいたします。

○議長（杉浦辰夫） 市長。

○市長（吉岡初浩） 冒頭でも申し上げましたし、提案説明でも申し上げましたが、副市長としての職責、今、黒川議員がおっしゃったように内部調整なども果たしてきていただいたというふうに思っておりますし、さまざまな市民運動等の問題に関しましては、それは一人、副市長の責任であるというふうには思っておりません。

○議長（杉浦辰夫） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） それでは、次に、職員との関係でお聞きいたします。

今の副市長になってから、私が見る限りでは、以前と比べて職場の中が随分暗くなっているという感じを受けます。窓口で職員に質問しても自信を持って答えるのではなく、上司に聞かなければ答えられない、資料を出せないなど、失敗を恐れて萎縮しているのではないかと思われる節があります。私が在職しているときと比べ、職場の活気が随分失われていると思っております。そのことは、私のみならず職員の皆様の中にもいろんな形での不満があるように思います。私は、これらを含めて考えた場合に、神谷副市長が職員を統括する副市長に適切なかどうか疑問に思いますが、市長の考え方をお伺いいたします。

○議長（杉浦辰夫） 市長。

○市長（吉岡初浩） 黒川議員の感じ方が今おっしゃったようなことであれば、何か職員の雰囲気にも今までと違う部分があるなというふうにお感じになったとすれば、それは大いに反省をするところでありますが、それが一人、副市長のという話では私もないというふうに思います。

○議長（杉浦辰夫） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） それでは、最後に、私はこれまで支援者から神谷副市長に対するさまざまな批判を耳にしております。副市長をよく知る市役所のOBの方々からもさまざまな苦言を言われております。吉岡市長もいろいろな御意見を聞いておみえになると思っておりますが、吉岡市長が神谷副市長をなぜ、今回再任したいのか。先ほど理由は言われましたけれども、それでは少し私は不足している部分がありますので、再度、その理由をお聞かせください。

○議長（杉浦辰夫） 市長。

○市長（吉岡初浩） 黒川議員も御承知のように、これから4年間、後期の基本計画ということが進んでまいります。とりわけ、この一、二年というのは、公共施設の統廃合など大きな事業がめじろ押しになっております。こういったことをきちんと進めていくためには、今までの事情もよくわかっておるし、これからもその経験を生かして、私の意を酌んで取り組んでいただけないかというふうな人材を求めるといえば、私は今の神谷副市長にお願いすることが最適ではないかなというふうに考えております。

○議長（杉浦辰夫） ほかに。

8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） 今、6番議員のほうからいろいろ出ましたけれども、そんな理由じゃなく

て、私自身は市役所の体質を変えていこうとすると、職員のところでもいろいろあつれきが出る、これはしようがないと思います。目指す方向があつて変えていくのはいいんですけれども、1点だけ、あらぬうわさが私どもの耳に入るようであれば、しかるべき対応、これはトップとして、提案者として、組織のトップとしてきちんと対応いただけるということを、自信を持っていただけるという理解でいいですね。

○議長（杉浦辰夫） 市長。

○市長（吉岡初浩） どういうお話か難しいところもございしますが、私は、当然私が推薦をして皆さんに御同意をいただくという形でありますので、副市長の職責をきちんと全うできるように、また市民の皆さんにとって高浜市を運営するにふさわしい補佐役であるということをお願いしているわけでございますので、当然のことながら一心同体というふうに考えておりますので、そのあたりはきちんとやっていくつもりでございます。

○議長（杉浦辰夫） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） うわさ話で動いていただく必要はないですけれども、確実に皆さんが、職員が動揺するので、その辺のところをきちんと押さえながら、きちんと指導いただきたいというふうに思っていますので、それがなければ、どこかで私どもも考えざるを得ないところが出ますので、そういう理解でいただければいいと思います。よろしくお願いします。

○議長（杉浦辰夫） ほかに。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦辰夫） ほかに質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦辰夫） 賛成討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦辰夫） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

同意第2号 副市長の選任について、原案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦辰夫） 起立多数であります。よって、同意第2号は原案に同意することに決定いたしました。

---

○議長（杉浦辰夫） 日程第7 同意第3号 教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（吉岡初浩） それでは、同意第3号 教育委員会教育長の任命につきまして提案理由を申し上げます。

本案は、平成28年4月から教育長として御尽力をいただきました都築公人氏が本年4月1日で任期満了となりますことから、引き続き、教育長として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の御同意をお願いするものであります。

同氏の略歴につきましては、議員の皆様には既に御案内のとおりでございまして、市内の小・中学校において教頭及び校長を歴任後、平成28年4月から教育長として教育基本構想を着実に推し進めるなど、教育行政の推進に大いに貢献されています。人格も高潔で、教育、学術及び文化に識見を有しておられることから、本市教育委員会教育長としてまことに適任の方であると考えておりますので、市議会の皆様におかれましては、御審議の上、御同意を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

○議長（杉浦辰夫） これより質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦辰夫） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦辰夫） 賛成討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦辰夫） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

同意第3号 教育委員会教育長の任命について、原案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦辰夫） 起立全員であります。よって、同意第3号は原案に同意することに決定いたしました。

---

○議長（杉浦辰夫） 日程第8 議案第2号から議案第22号までを会議規則第34条の規定により、一括議題といたします。

逐次、提案理由の説明を求めます。

市民総合窓口センター長。

○市民総合窓口センター長（大岡英城） それでは、議案第2号から議案第8号までの7議案について御説明申し上げます。

別添の参考資料及び新旧対照表もあわせて御参照いただきますようお願い申し上げます。

まず、議案第2号 高浜市国民健康保険条例の一部改正について御説明申し上げます。参考資料の3ページをお願いいたします。

今回の改正は、国民健康保険制度を都道府県の単位化とすることにあわせ、都道府県にも国民健康保険運営協議会が設置されることに伴い、市町村の国民健康保険運営協議会との名称等の混合を防ぐためのものがございます。

第1条の改正は、同条中「国民健康保険」の次に「の事務」を加えるものです。

第2条の改正は、前見出しも含め、同条中「国民健康保険運営協議会」の前に「高浜市」を加えるものです。

なお、附則の関係でございますが、この条例の施行期日は公布の日からといたしております。

次に、議案第3号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について御説明申し上げます。

今回の改正は、平成30年度からの制度改正、国民健康保険財政運営の都道府県単位化により、愛知県が県内全体における国保財政運営を担うことに伴い、納付金制度が導入され、その財政運営のかなめとして策定されました愛知県国民健康保険運営方針により、納付金の納付に充てる国民健康保険税の算定方式は、所得割・均等割・平等割の3方式を標準とすることなどが定められました。

これらのことに鑑み、本市においても国民健康保険税の算定に対して、現在用いている算定方式、所得割・資産割・均等割・平等割の4方式を、県の運営方針に準じて、資産割を除く3方式とするなど、国民健康保険税に係る税率等の改定をいたすものです。

それでは、議案参考資料の3ページから7ページをあわせて御参照いただきますようお願いいたします。

第2条第1項の改正は、新たに第1号として基礎課税額、第2号として後期高齢者支援金等課税額、第3号として介護納付金課税被保険者につき、算定した介護納付金課税額の柱立てを行い、各課税額は国民健康保険事業費納付金の納付に充てるものとし、同条第2項から第4項の改正は、各課税額において現行の課税対象としております資産割額を廃止するものです。

第3条の改正は、基礎課税額に係る所得割額の税率を、現行の100分の6を100分の5.73に改定いたすものです。

第5条の改正は、基礎課税額に係る被保険者均等割額を現行の2万4,500円を2万9,300円に改定し、第5条の2の改正は、基礎課税額に係る被保険者平等割額について、これまで国保被保険者であった方が後期高齢者医療制度に移行されたことにより、同一世帯において国保被保険者が1人だけとなった特定世帯については、現行の1万4,000円を1万9,000円に、国保と後期高齢者

医療制度に分かれてから5年間経過してもその状況が継続されている特定継続世帯は、現行の1万7,100円を1万7,850円に、それ以外の世帯については現行の2万2,800円を2万3,800円に改定いたします（訂正後述あり）。

第6条の改正は、後期高齢者支援金等課税額に係る所得割の税率を現行の100分の2を100分の1.93に改定するものです。第7条の2の改正は、後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額を現行の7,200円を9,900円に改定し、第7条の3の改正は、後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者平等割額について、特定世帯は現行の3,300円を3,900円に、特定継続世帯は現行の4,950円を5,850円に、それ以外の世帯は現行の6,600円を7,800円に改定いたします。

第8条の改正は、介護納付金課税被保険者につき、算定した介護納付金課税額に係る所得割の税率を現行の100分の1.4を100分の1.85に改定いたします。第9条の2の改正は、介護納付金課税額に対する被保険者均等割額を現行の9,600円を1万2,400円に、第9条の3の改正は、介護納付金課税額に係る被保険者平等割額を現行の7,800円を7,000円に改定いたします。

第12条の改正は、保険税における仮算定を廃止することから、普通徴収によって徴収する納期の第1期から第3期までの納期を、第1期の4月16日から同月30日までを7月16日から同月31日までに、第2期の6月16日から同月30日までを8月16日から同月31日までに、第3期の8月16日から同月31日までを9月16日から同月30日までにそれぞれ改めるものです。

第23条の改正は、低所得者層に対する国民健康保険税の減額に係る改定といたしまして、被保険者均等割額及び平等割額の改定に伴い、軽減後の額を、7割軽減対象者は、参考資料の6ページの上段のとおり、5割軽減対象者は下段の表、2割軽減対象者は7ページの表のとおり改定するものです。

最後に、附則の関係でございますが、この条例の施行期日を平成30年4月1日からとし、改正後の規定は平成30年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度までの国民健康保険税については従前の例によることといたしております。

次に、議案第4号 高浜市使用料及び手数料条例の一部改正について御説明申し上げます。

議案参考資料7ページをあわせて御参照いただきますようお願い申し上げます。

今回の改正は、土地家屋台帳の電子化に伴い、手数料の額を定める別表第5関係に、新たに電子土地家屋台帳閲覧手数料として、閲覧1回（連続する降順300件まで）につき100円の手数料とすることを定めるものです。

なお、附則において、この条例は平成30年4月1日から施行することといたしております。

次に、議案第5号 高浜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

本案は、現在の市不燃物埋立場が本年度末をもって完全に廃止になりますことや、平成27年度から埋立場への搬入を中止し、コンテナでの搬入に切りかえたことにより大型の車両での搬入が

困難となったため、臨時多量廃棄物を今後名称変更いたします市不燃物搬入場への搬入について使用することができる車両及び手数料を変更するものです。

それでは、一部改正の概要について御説明を申し上げます。

参考資料 8 ページをあわせて御参照ください。

高浜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の別表第 1 中、「搬入に使用する車両は、積載量 2 トンのショートボディのものまでとする。」を「搬入する車両は、軽自動車及び普通乗用車（ライトバンを含む。）並びに公益社団法人高浜市シルバー人材センターが搬入するもので、市長が適当と認めるものとする。」に改め、搬入車両の「軽自動車及び普通乗用車（ライトバンを含む。）であって、積載量が 0.5 トンまでのもの」、「積載量が 1 トンまでの普通貨物自動車」、「積載量が 1 トンを超え、2 トンまでの普通貨物自動車」及び手数料の「1 車 1 回につき 2,000 円」、「1 車 1 回につき 4,000 円」の項を削り、「1 車 1 回につき 1,000 円」とするものでございます。

なお、附則の関係でございますが、この条例は平成 30 年 4 月 1 日から施行することといたしております。

次に、議案第 6 号 高浜市障害者医療費支給条例等の一部改正について御説明を申し上げます。

まず、最初に改正の趣旨について御説明申し上げます。

参考資料 8 ページを御参照いただきたいと思います。

今回の改正は、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正がなされたことに伴い、それぞれ所定の規定の整備をいたすものでございます。

国民健康保険及び後期高齢者医療制度における資格の適用は、住民登録市町村で行うことを原則といたしておりますが、本市の国民健康保険及び後期高齢者医療制度の被保険者であって、県外の病院等に入院・入所または入居された場合は、住所地特例が設けられていることから、引き続き本市の被保険者としております。

しかしながら、現在において、本市における住所地特例の被保険者が 75 歳到達または障がい認定により国民健康保険から新たに後期高齢者医療制度に加入となる場合、後期高齢者医療制度の住所地特例が適用とならないため、病院等の所在市町村における後期高齢者医療制度への加入となっておりますことから、この取り扱いを、現に本市において、国民健康保険の住所地特例を受けている被保険者が新たに後期高齢者医療制度に加入となる場合には、本市の後期高齢者医療制度の被保険者として保険料を徴収することができるものと改正するものでございます。

また、この改正に伴い、本市の国民健康保険の被保険者であって、障害者医療費、精神障害者医療費、母子家庭等医療費の受給者が、申請による障害認定を受け、新たに後期高齢者医療制度の住所地特例者となろうとする場合、その当該認定を受けるまでの間、引き続き本市の福祉医療の受給資格者といたすものでございます。

本案は、これに対応するため、第1条、高浜市障害者医療費支給条例、第2条、高浜市精神障害者医療費支給条例、第3条、高浜市母子家庭等医療費の支給に関する条例の各条例の一部改正として、医療費の受給資格に係る適用除外を定める各条文中に、国民健康保険法第116条の2（病院等に入院・入所又は入居中の被保険者の特例）の規定の適用を受ける者の特例を定める条文である法第55条の2第1項第2号を加えるものでございます。

また、第4条、高浜市後期高齢者医療に関する条例の一部改正では、保険料を徴収すべき被保険者を定める第3条に、法第55条の2第2項において準用する場合を含む等の引用条文の追加及び整備を行うなど、国民健康保険法第116条の2の規定を受ける被保険者としての要件を加えるものです。

なお、附則として、この条例は平成30年4月1日から施行し、新たに後期高齢者医療制度の被保険者となる者から適用することといたしております。

次に、議案第7号 高浜市国民健康保険支払準備基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

参考資料の9ページをあわせて御参照いただきますようお願いいたします。

最初に、本案は、平成30年度からの国民健康保険の制度改正に伴い、平成30年4月1日より施行される国民健康保険法の一部改正に基づき、所定の規定の整備をいたすものでございます。

今回の改正は、平成30年度からの国民健康保険制度において、市町村は都道府県に対し国民健康保険事業費納付金を納付することで、国民健康保険給付の財源が全額交付されることとなることにあわせ、国民健康保険支払準備基金の処分の目的を改正するものです。

第6条の改正は、条文中、「国民健康保険給付費」を「国民健康保険事業費納付金」に改めるものです。

なお、附則の関係でございますが、この条例の施行期日は公布の日からといたしております。

次に、議案第8号 高浜市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

議案参考資料9ページをあわせてごらんいただきますようお願いを申し上げます。

本案は、公営住宅法等の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。改正の内容でございますが、市営住宅入居者に毎年、収入の申告義務を定めております本条例第15条に、入居者が認知症であること等により収入の申告や収入状況の報告の請求に応じることが困難である場合、収入申告義務を緩和することを追加するものです。また、市営葭池住宅の廃止に伴い、本条例別表で定める葭池住宅の項を削るものであります。

なお、附則の関係でございますが、附則第1項において、この条例は平成30年4月1日から施行することといたしております。また、附則第2項では、改正後の家賃の決定につきましては、平成30年度以降の市営住宅の家賃について適用し、平成29年度までの市営住宅の家賃については、

なお従前の例によることといたしております。

以上、議案第2号から議案第8号の議案につきましては、何とぞ慎重御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（杉浦辰夫） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） それでは、議案第9号 高浜市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について御説明申し上げます。

議案参考資料9、10ページ、新旧対照表もあわせてごらんください。

本案は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、高浜市消防団員等公務災害補償条例の一部改正が必要となったことから、関係条文の整備を行うものでございます。

改正の内容は、第2条の損害補償を受ける権利は、消防法の一部改正に伴い、準用条文との整合性を図るため、改正を行うものでございます。

次に、第5条第3項の補償基礎額は、加算区分及び加算額を改正するもので、第1号に該当する扶養親族「配偶者」では、加算額333円を217円とし、第2号に該当する扶養親族「子」では、加算区分の「子（配偶者がいない場合）」を「子」に一本化し、加算額を1人につき333円とし、第3号から第6号のいずれかに該当する扶養親族では、加算区分の「孫、父母及び祖父母、弟妹並びに重度心身障害者（配偶者及び子がない場合）」を「孫、父母及び祖父母、弟妹並びに重度心身障害者」に一本化し、加算額を1人につき217円とするものでございます。

なお、附則の第1項において、本条例の施行日は平成30年4月1日とし、第2項では傷病補償年金、障害補償年金等について、それぞれ経過措置の適用を規定いたしております。

議案第9号の説明は以上でございます。

続きまして、議案第10号 高浜市都市公園条例の一部改正について御説明を申し上げます。

議案参考資料10ページ、新旧対照表もあわせて御参照ください。

本案は、都市緑地法等の一部を改正する法律が改正されたことに伴い、都市公園法及び同法施行令の一部が改正され、都市公園に設ける運動施設の敷地の面積の総計は、当該都市公園の敷地面積の100分の50を超えてはならないという基準を参酌基準として、地域の実情に応じた運用ができるように、地方公共団体の条例で定める割合とすることにされたことにより、改正を行うものでございます。

この割合に対する本市の考え方及び基準は、都市公園は誰もが気軽に休息や散歩等、自由な利用に供されるべき施設であり、災害時の避難場所等、多くの機能を有する根幹的な施設でございます。オープンスペースを一定以上確保する必要があることから、都市公園の運動施設の敷地面積の上限を100分の50といたすものでございます。

改正の内容は、第5条に運動施設の敷地面積割合の項を追加することに伴い、今回の一部改正

に伴い、第62条中の引用条文の整理を行うものでございます（訂正後述あり）。

なお、この条例の施行日は公布の日からといたしております。

説明は以上でございます。

続きまして、議案第11号 高浜市企業誘致等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

議案参考資料の11ページ、新旧対照表もあわせて御参照ください。

本案は、日本標準産業分類の改訂に伴い、同分類を引用する本条例について、所要の規定の整備を行うものでございます。

改正の内容は、第2条第3号中「平成19年総務省告示第618号に定める」を削るものでございます。

なお、附則において、この条例の施行日は公布の日からといたしております。

説明は以上でございます。

続きまして、議案第12号 市道路線の廃止について御説明申し上げます。

議案参考資料12ページ並びに最後の添付図面もあわせてごらんください。

本案は、現在、豊田町地内において、愛知県企業庁により行われております工業用地造成事業の区域内の市道路線の廃止をいたすもので、廃止する路線は路線番号592号・焼山1号線で、延長は340.8メートルでございます。廃止の理由は、造成工事の進捗により一般交通の用に供しない現況となったことから、道路法の規定に基づき、廃止認定をお願いするものでございます。

なお、今回の廃止により1路線を減じた後の認定路線数は771路線、認定総延長は20万3,737.3メートルとなります。

説明は以上でございます。4議案とも原案のとおり御可決を賜りますよう、よろしくお願いたします。

○議長（杉浦辰夫） 市民総合窓口センター長。

○市民総合窓口センター長（大岡英城） 申しわけございません。訂正をさせていただきたいと思えます。

先ほどの私の説明の中で、議案第3号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について、第5条の2の基礎課税額に係る平等割の特定世帯の税額につきまして、現行の1万4,000円を1万9,000円と申し上げましたが、現行の1万1,400円を1万1,900円の間違いでございましたので、改めておわび申し上げます。失礼いたしました。

○議長（杉浦辰夫） 企画部長。

○企画部長（神谷美百合） それでは、議案第13号 高浜市職員の給与に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

議案参考資料の11ページ及び新旧対照表をあわせてごらんください。

本案は、時限的に行われていた特定職員に係る給与の減額支給措置を廃止するとともに、その廃止に伴う所要の規定の整備等を行うものでございます。

改正の内容としましては、主幹級以上である特定職員が55歳到達後の最初の4月1日以後、給料月額、地域手当、期末手当及び勤勉手当について、それぞれ1.5%減額して支給される措置等を規定する附則第14項から第18項までを削るとともに、附則第14項を引用する第20条の期末手当の規定及び第21条の勤勉手当の規定について、所要の規定の整備を行うものでございます。

また、この一部改正条例の附則第2項では、高浜市職員の育児休業等に関する条例の一部改正を、附則第3項では、高浜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正を行うこととしておりますが、いずれの改正も特定職員に係る給与の減額支給措置の廃止に伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。

最後に、附則第1項において、この一部改正条例は、平成30年4月1日から施行することといたしております。

説明は以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（杉浦辰夫） 福祉部長。

○福祉部長（加藤一志） それでは、議案第14号 財産の無償貸付について御説明申し上げます。

本案は、刈谷豊田総合病院高浜分院の移転に伴い、病院用地である高浜市湯山町六丁目地内のうち、5,762.1平方メートルを医療法人豊田会に無償貸し付けするものでございます。貸し付け期間は平成30年4月1日から平成36年6月30日までの6年3カ月としております。

以上でございます。

次に、議案第15号 高浜市介護保険・介護予防の総合的な実施及び推進に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

参考資料及び新旧対照表もあわせてごらんいただきますようお願い申し上げます。

本案は、第7期介護保険事業計画の計画期間における介護保険料率を、また、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行などに伴い、改正をお願いするものであります。

第11条、保険料率では、平成30年度から平成32年度までの介護保険料率について、現行の所得段階区分を16段階から17段階に改定するとともに、額を改定するものであります。

具体的には、基準となる月額保険料を第6期の5,480円から5,700円に改正し、第1号を3万780円に、第2号を4万4,460円に、第3号を4万7,880円に、第4号を5万8,140円に、第5号を6万8,400円に、第6号を7万8,660円に、第7号を8万2,080円にそれぞれ改めております。

現行の第8号及び第9号に該当する者については第8号に該当する者とし8万8,920円に、現行の第10号に該当する者を第9号とし10万2,600円に、また、現行の第11号のうち合計所得金額が300万円未満の者を第10号とし10万9,440円に、300万円以上の者を第11号として11万6,280円と

いたしております。第12号については11万9,700円に、第13号については12万3,120円に、第14号については12万6,540円に、第15号については13万3,380円にそれぞれ改定するとともに、現行の第16号のうち合計所得金額が1,000万円未満の者については14万3,640円に、1,000万円以上の者については17号とし15万480円といたしております。

第2項では、第1号に該当する者の減額後の保険料率を2万7,360円と定めております。

第19条では、保険料を減免することができる者として、刑事施設などこれらに準ずる施設に拘束された第1号被保険者を加え、第37条では、市の調査権に基づく物件の提出等の求めに従わない場合の過料に処すべき被保険者等に、第2号被保険者等を含むことといたしております。

なお、附則において、施行期日は平成30年4月1日からとし、第19条及び第37条の改正については公布の日からといたしております。

また、改正後の第11条の規定は平成30年度以降の年度分の保険料について適用し、平成29年度分までの保険料については、なお従前の例によるものといたしております。

以上でございます。

続きまして、議案第16号 高浜市居宅介護等支援給付条例の一部改正について御説明申し上げます。

本案は、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律に基づき、居宅介護等支援給付の額、いわゆる横出しサービスの算定率を改定するものであります。

第3条及び第4条で定める介護用品等給付及び住宅改修給付のうち、所得の額等の状況が規則に定める基準に該当する者の算定割合である100分の80の部分を削除し、新たに第7条として、一定以上の所得を有する者に係る居宅介護等支援給付の額を定めております。具体的には、第7条第1項では、第3条第3項、第4条第3項及び第4項に掲げる居宅介護等支援給付について、これらの規定中、100分の90とあるのを100分の80に、第2項では100分の90とあるのを100分の70とするものであります。

なお、附則において、施行期日は平成30年8月1日からとし、施行日以降に介護用品等を購入し、または利用する場合及び住宅改修に係る費用を支払う場合について適用し、同日前に購入等をした場合については、従前の例によるものといたしております。

以上でございます。

次に、議案第17号 高浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明申し上げます。

本案は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い改正をお願いするもので、改正に当たっては、国が示す基準と同様の内容といたしております。

主な改正の内容は、目次中、第3章の2第4節に共生型地域密着型サービスに関する基準を加

えるとともに、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従事者の員数を規定する第6条では、定期巡回・随時対応型訪問介護事業所のオペレーターについて、利用者へのサービスの提供に支障がない場合には、夜間・早朝に加え、日中においても随時訪問サービスを行う訪問介護員等との兼務を認めることといたしております。また、看護師、介護福祉士等でない者を定期巡回・随時対応型訪問介護事業所のオペレーターに充てる場合に必要なサービス提供責任者の経験年数を、現行の3年以上を1年以上といたしております。

第23条の8の2では、新たに共生型地域密着型通所介護の基準として、共生型地域密着型通所介護の事業を行うに当たって、障害者総合支援法における指定生活介護事業者等が満たすべき基準を定めております。共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員等を規定する第28条では、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の利用定員について定め、ユニットごとに施設の入居者の数と共用型指定認知症対応型通所介護の利用者数の合計が1日当たり12人以下といたしております。

第48条の指定認知症対応型共同生活介護の取扱指針、第56条の指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱指針並びに第61条の指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱指針では、それぞれの事業者が身体的拘束等の適正化を図るために講ずるべき措置について定めることを規定いたしております。

なお、附則で、施行期日を平成30年4月1日からといたしております。

以上でございます。

次に、議案第18号 高浜市指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について御説明申し上げます。

本案は、議案第17号と同様に、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い改正をお願いするもので、議案第17号と同じく、国が示す基準と同様の改正といたしております。

主な改正の内容は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員等を規定する第8条では、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の利用定員について定め、ユニットごとに施設の入居者の数と共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者数の合計が1日当たり12人以下といたしております。

第32条では、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が、身体的拘束等の適正化を図るために講ずる措置について定めることを規定いたしております。

なお、附則で、施行期日を平成30年4月1日からといたしております。

以上でございます。

次に、議案第19号 高浜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援

等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について御説明申し上げます。

本案は、議案第17号、議案第18号と同様に、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い改正をお願いするもので、国が示す基準と同様の改正といたしております。

主な改正の内容は、基本方針を規定する第2条では、指定介護予防支援事業者は、障害者総合支援法に規定する指定特定相談支援事業者との連携に努めることを、第5条では、指定介護予防支援事業者は、利用者に対し、複数の指定介護予防サービス事業者等の紹介を求めることができること等を説明しなければならないことを定めております。

なお、附則で、施行期日を平成30年4月1日からといたしております。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（杉浦辰夫） どなたか携帯のスイッチ、切り忘れておる人いませんか。

どうぞ、次。

こども未来部長。

○こども未来部長（中村孝徳） それでは、議案第20号、議案第21号の2議案について御説明申し上げます。

初めに、議案第20号 高浜市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び高浜市やきものの里かわら美術館の設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

なお、別添の参考資料16ページ及び新旧対照表もあわせて御参照いただきますようお願い申し上げます。

やきものの里かわら美術館は、現在、「みんなで美術館」という方針のもと、これまでの展示鑑賞中心の美術館から市民参加型の美術館への転換を進めており、館長については、専門的学識経験を發揮していただく機会は限られていることから、現在の特別職の職員で非常勤のものとしての館長を廃止するほか、所要の規定の整備を行うものでございます。

改正の内容であります。第1条では、高浜市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正として報酬の額について定めております別表において、「やきものの里かわら美術館館長」の項を削り、第2条では、高浜市やきものの里かわら美術館の設置及び管理に関する条例の一部改正として条文の整備を行うもので、第13条の見出し「(職員)」の部分「(館長等)」に改め、同条中「学芸員その他必要な職員」を「及び学芸員」に改め、同条に第2項として、「前項に定めるもののほか、美術館に必要な職員を置くことができる。」旨の文言を加えるものでございます。

なお、附則において、この条例は平成30年4月1日から施行することといたしております。

次に、議案第21号 高浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明申し上げます。

なお、別添の参考資料16ページ及び新旧対照表もあわせて御参照いただきますようお願い申し上げます。

本案は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、いわゆる認定こども園法の一部改正に伴い、同法を引用する本条例について条文の整備を行うもので、同法第3条第9項が第3条第11項に改められたことから、特定教育・保育の取扱方針について定めております本条例第15条第1項第2号中、「同条第9項」を「同条第11項」に改めるものでございます。

なお、附則において、この条例は平成30年4月1日から施行することといたしております。

説明は以上でございます。2議案とも原案のとおり御可決賜りますよう、よろしくようお願い申し上げます。

○議長（杉浦辰夫） 教育長。

○教育長（都築公人） 続きまして、議案第22号 西三河地方教育事務協議会規約の変更について御説明申し上げます。

別添の新旧対照表をあわせてごらんください。

本案は、7市1町で構成される西三河地方教育事務協議会の規約について所要の規定の整備を行うものであり、その変更について関係市町と協議するため、地方自治法第252条の6の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

第4条第2項では、小学校及び中学校の教科用図書の採択に関する事務の規定が、今協議会で教科用図書の採択を行っているように解釈される可能性があります、実際は教科用図書の採択を行っているのではなく、庶務に関する事務を行っており、参入する事務を明確化するための改正でございます。

第6条では、本協議会の委員は各市町から2名の委員が選任されますが、会長市となった市は教育長が会長となり、委員は1名となることから、現状に合わせるための改正でございます。

第7条では、平成27年度の地方教育行政法改正後のいわゆる新教育委員会制度では、教育長は教育委員会委員ではなくなったため、委員を教育長に改める改正でございます。

第8条では、新教育委員会制度では、教育委員会委員長が廃止され、教育委員会委員の代表という概念がなくなっていることから、現状に合わせるための改正でございます。

第20条、見出し及び第21条第4項の改正につきましては、字句を改めるものでございます。

以上御説明申し上げましたが、原案のとおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（杉浦辰夫） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） 先ほど、議案第10号の説明のところで、引用条文の整理というこ

とで、第26条のところを私、第62条と申し上げましたので誤りでございます。訂正させていただきます。

○議長（杉浦辰夫） 暫時休憩いたします。再開は13時。

午前11時57分休憩

---

午後1時00分再開

○議長（杉浦辰夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第9 議案第23号から議案第29号までを会議規則第34条の規定により、一括議題といたします。

逐次、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（内田 徹） 議案第23号 平成29年度一般会計補正予算（第8回）につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の5ページをお願いします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2億1,905万9,000円を減額し、補正後の予算総額を143億1,957万6,000円といたすものであります。

8ページをお願いします。

繰越明許費は、市役所本庁舎整備事業の工期変更に伴い、同事業に係る支援業務委託について平成30年度に繰り越すものであります。

9ページの債務負担行為補正は、上段の表の3件は債務負担行為の設定、下段の表の3件は入札額の確定により限度額を変更いたすものであります。

10ページをお願いします。

地方債補正は、勤労青少年ホーム解体事業に係る起債が平成30年度となることに伴い、本年度予算額を減額いたすものであります。

54ページをお願いします。

歳入について申し上げます。

1款1項2目法人市民税は、見込額の減少により減額いたすものであります。

13款1項1目民生費国庫負担金は、障害福祉サービス等給付費の増加に伴い、障害者自立支援給付費負担金を増額いたす等のものであります。

56ページをお願いします。

13款2項1目総務費国庫補助金は、地方創生推進交付金事業の見直しに伴い、減額いたすものであります。

58ページをお願いします。

16款1項1目一般寄附金は、株式会社ジェイテクト田戸岬工場様から5万円の御寄附をいただいたこと等に伴い、増額いたすものであります。

17款1項1目基金繰入金は、今回の補正予算の財源調整として財政調整基金繰入金を計上いたすものであります。

62ページをお願いします。

歳出について申し上げます。

1款1項1目議会費は、市議会の議員の期末手当の支給割合の特例に関する条例の一部改正に伴い、議員期末手当を減額いたす等のものであります。

64ページをお願いします。

2款1項12目企画費は、地方創生推進交付金事業において、事業の見直しに伴い、LPWAネットワーク環境整備費負担金を減額いたすものであります。

68ページをお願いします。

3款1項3目障害者在宅・施設介護費は、障害者自立支援給付事業のサービス利用者の増加に伴い、障害福祉サービス等給付費を増額いたすものであります。

72ページをお願いします。

4款2項1目ごみ処理・リサイクル推進費は、衣浦衛生組合分担金の額の確定に伴い、減額いたすものであります。

76ページをお願いします。

9款1項1目消防費は、衣浦東部広域連合分担金の額の確定に伴い、減額いたすものであります。

78ページをお願いします。

10款5項4目青少年育成・活動支援費は、勤労青少年ホーム解体工事費の支払いが平成30年度となることに伴い、本年度予算額を減額いたすものであります。

以上が一般会計補正予算（第8回）の概要であります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（杉浦辰夫） 市民総合窓口センター長。

○市民総合窓口センター長（大岡英城） それでは、議案第24号 平成29年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5回）について御説明申し上げます。

補正予算書の15ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算にそれぞれ1億9,841万1,000円を減額し、補正後の予算総額を39億3,469万7,000円といたすものであります。

補正予算説明書の100ページをお願いいたします。

まず、歳入について御説明申し上げます。

1款国民健康保険税は、一般現年分及び退職現年分の被保険者世帯数の減により全体で9,824

万円を減額いたすものであります。

2 款国庫支出金は、療養給付費等負担金及び高額医療費共同事業負担金の収入実績見込みに基づき、全体で1,720万5,000円を減額いたすものであります。

3 款療養給付費交付金は、社会保険診療報酬支払基金からの通知に基づく収入実績見込みにより4,070万9,000円を減額いたすものであります。

102ページをお願いいたします。

5 款県支出金は、収入実績見込みに基づき1 項県負担金を816万5,000円減額いたすものであります。

6 款共同事業交付金は、愛知県国民健康保険団体連合会からの通知に基づく収入実績見込みにより685万9,000円を増額いたすものであります。

8 款1 項他会計繰入金は、一般会計繰入金の繰入基準に基づく繰入額の確定等により861万8,000円を減額いたし、2 項基金繰入金は、今回の補正に伴う財源調整のため3,086万8,000円減額いたすものであります。

10 款1 項延滞金、加算金及び過料は、一般被保険者延滞金及び退職被保険者等延滞金の収入実績見込みに基づき全体で385万6,000円を減額いたすとともに、3 項雑入は、一般被保険者に係る第三者納付金として239万1,000円増額いたすものであります。

次に、歳出について御説明申し上げます。

106ページをお願いいたします。

1 款総務費の149万1,000円の減額は、国保新制度に伴い愛知県国民健康保険団体連合会との国保情報集約システムに係る連携用機器（パソコン）を市町村において準備するものとされておりましたが、当国保連合会より機器の貸与がなされたことによるものであります。

2 款保険給付費の1 項1 目一般被保険者療養給付費は、第三者納付金の実績に伴う財源更正。2 項1 目一般被保険者高額療養費は、療養給付費交付金に係る財源充当先事業への割合変更に伴い財源更正を行うものであり、1 項2 目退職被保険者等療養給付費及び2 項2 目退職被保険者等高額療養費は、年間の保険給付費の実績見込みに基づき、それぞれ減額いたすものであります。

3 款後期高齢者支援金等及び6 款介護納付金は、療養給付費等負担金の確定に伴い財源更正を行うものであります。

108ページをお願いいたします。

7 款共同事業拠出金は、拠出金の確定に伴い1 項1 目共同事業医療費拠出金を3,266万1,000円減額するとともに、2 目保険財政共同安定化事業拠出金を8,845万4,000円減額するものであります。

9 款1 項1 目支払準備基金積立金の減額は、主に今回の補正に伴う財源調整を行うものであります。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（杉浦辰夫） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） それでは、議案第25号 平成29年度高浜市土地取得費特別会計補正予算（第2回）について御説明申し上げます。

補正予算書21ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ6,369万1,000円を減額し、補正後の予算総額を4,499万6,000円とするものでございます。

説明書の116ページをお願いいたします。

歳入でございますが、1款2項1目不動産売払収入6,369万1,000円の減額は、当初売却処分予定の田戸町二丁目地内の代替用地等の売却収入がなくなったものでございます。

118ページをお願いいたします。

歳出は、1款1項1目土地取得費、17節の公有財産購入費6,313万2,000円の減額は、予定をいたしておりました代替地取得が見込めなくなったことによるものでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

続きまして、議案第26号 平成29年度高浜市公共下水道事業特別会計補正予算（第4回）について御説明申し上げます。

補正予算書の27ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億2,185万7,000円を減額し、補正後の予算総額を14億2,894万3,000円とするものでございます。

補正予算説明書の126ページをお願いいたします。

歳入でございますが、1款1項1目下水道事業費負担金1,174万円の増額は、主に受益者負担金の対象地が田畑のため、徴収猶予されていた土地の利用状況が住宅建設などにより変更されたことにより徴収猶予解除をしたこと及び一括納付の増加によるものでございます。

2款1項1目下水道事業使用料2,696万6,000円の増額は、下水道接続者の増加等によるものでございます。

3款1項1目下水道事業費国庫補助金2,950万円の増額は、社会資本整備総合交付金の内示額の確定によるものでございます。

次に、128ページをお願いいたします。

8款1項1目下水道事業債1億9,010万円の減額は、汚水施設建設事業の工事請負費及び物件移転補償費等の確定見込みを考慮し、公共下水道の借り入れを1億5,640万円減額し、矢作川・境川流域下水道衣浦東部処理区建設事業負担金の減額に伴う流域下水道の借り入れを3,220万円減額し、委託費の確定見込みを考慮し、公営企業の借り入れを150万円減額するものでございます。

続きまして、130ページをお願いいたします。

歳出でございますが、1款1項1目一般管理費10万9,000円の減額は、主に雨水貯留・浸透施設設置奨励補助金制度の利用状況によるものでございます。

1款1項2目維持管理費1,099万4,000円の増額は、下水道使用水量の増加等の理由で、衣浦東部流域下水道維持管理費負担金の増額によるものでございます。

1款2項1目下水道建設費1億3,274万2,000円の減額は、主に13節委託料966万3,000円、15節工事請負費7,500万円の減額は、工事請負費の確定見込み。19節負担金、補助及び交付金3,258万1,000円の減額は、衣浦東部処理区建設事業負担金の確定見込み。22節補償、補填及び賠償金1,600万円の減額は、ガス管、水道管等の移転補償費の確定及び確定見込みによるものでございます。

134ページをお願いいたします。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書において、当該年度中起債見込額4億7,780万円は補正後2億8,770万円とし、当該年度末現在高見込額を補正前と比べて1億9,009万9,000円少ない75億3,585万6,000円といたしております。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（杉浦辰夫） 福祉部長。

○福祉部長（加藤一志） それでは、議案第27号 平成29年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第5回）について御説明申し上げます。

補正予算書35ページをお願いいたします。

今回の補正は、保険事業勘定で歳入歳出それぞれ1億4,559万6,000円を減額し、補正後の予算総額を26億2,149万2,000円といたすものであります。

補正予算説明書144ページをお願いいたします。

まず、保険事業勘定の歳入でございますが、3款1項国庫負担金、2項国庫補助金、4款1項支払基金交付金、5款1項県負担金、7款1項他会計繰入金及び2項基金繰入金は、歳出の介護サービス等諸費及び特定入所者介護サービス費の事業実績見込みに伴い、それぞれ減額いたしております。

148ページをお願いいたします。

次に、歳出でございますが、2款1項1目居宅介護サービス給付費、3目施設介護サービス給付費及び6項1目特定入所者介護サービス費は、実績見込みによりそれぞれ減額をいたしております。

5款1項1目介護給付費準備基金積立金は、今回の補正による保険給付費の減額に伴い積み立てを行うもので、6款1項2目介護給付費等過年度分返還金は、過年度分の介護給付費負担金等

の額の確定に伴う返還金でございます。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（杉浦辰夫） 市民総合窓口センター長。

○市民総合窓口センター長（大岡英城） それでは、議案第28号 平成29年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4回）について御説明申し上げます。

補正予算書の41ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算にそれぞれ1,583万6,000円を増額し、補正後の予算総額を4億9,330万2,000円といたすものであります。

補正予算説明書の156ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、1款1項後期高齢者医療保険料は、収入実績見込みに基づき1目特別徴収保険料を131万6,000円減額し、2目普通徴収保険料を1,799万4,000円増額いたすものであります。

3款1項1目一般会計繰入金は、保険基盤安定繰入金として84万2,000円減額いたすものであります。

次に、歳出について御説明申し上げます。

158ページをお願いいたします。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料収入の実績見込みにより保険料負担金を1,667万8,000円増額するとともに、保険基盤安定負担金を84万2,000円減額いたすものであります。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（杉浦辰夫） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） 議案第29号 平成29年度高浜市水道事業会計補正予算（第3回）について御説明申し上げます。

水道事業会計補正予算書（第3回）の3ページをお願いいたします。

第2条は、収益的支出の予定額について補正をするものでございます。

第1款水道事業費用、第1項営業費用で施設更新に伴う固定資産除却費で予定額を28万2,000円増額し、7億4,164万3,000円といたすものでございます。

第3項の特別損失は、固定資産除却費に計上誤りが判明したことから1,356万2,000円を増額し、1,396万2,000円といたすものでございます。

第3条は、資本的収入の予定額について補正するものでございます。

第1款資本的収入、第3項負担金で加入負担金が当初予定額より多く見込めることにより、予定額を706万4,000円増額し、7,382万円とするものでございます。

なお、第3条部分に記述をいたしましたとおり、補正予算書（第1回）の第3条本文括弧内の

内容及び金額について、それぞれ改めさせていただくものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

---

○議長（杉浦辰夫） 日程第10 議案第30号から議案第37号までを会議規則第34条の規定により、一括議題といたします。

逐次、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（内田 徹） 議案第30号 平成30年度一般会計予算につきまして御説明を申し上げます。

予算書の5ページをお願いします。

一般会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ166億6,200万円と定めるものであります。

10ページをお願いします。

債務負担行為は、表中の15の事業について定めるものであります。

12ページをお願いします。

地方債は、表中の10の事業について16億7,100万円を計上いたすものであります。

57ページをお願いします。

歳入について、主な歳入の御説明を申し上げます。

1 款市税は86億9,443万3,000円で、前年度比2,307万円の減を見込むものであります。

62ページをお願いします。

1 款市税のうち、1 項 1 目個人市民税は30億5,269万2,000円を、2 目法人市民税は7億3,074万3,000円を、2 項 1 目固定資産税は36億8,871万9,000円を、64ページをお願いし、4 項 1 目市たばこ税は3億2,245万5,000円を見込むものであります。

68ページをお願いします。

9 款地方交付税は、普通交付税は不交付を見込み、特別交付税は1億円を見込むものであります。

70ページをお願いします。

11 款分担金及び負担金は2億2,728万9,000円を、12 款 1 項使用料は、72ページをお願いし、1億1,404万2,000円を見込むものであります。

76ページをお願いします。

13 款 2 項国庫補助金は、6 目教育費国庫補助金5億367万2,000円ほか、計6億6,559万3,000円を計上するとともに、78ページをお願いし、14 款 2 項県補助金は、2 目民生費県補助金3億9,908万円ほか、80ページのとおり計5億514万8,000円を計上し、高浜小学校等整備事業、認定こども園整備事業等に係る国・県補助金の活用を図ったところであります。

86ページをお願いします。

17款1項基金繰入金は、財源調整として財政調整基金繰入金2億2,059万7,000円を、公共施設等整備基金繰入金2億円を計上いたす等のものであります。

92ページをお願いします。

20款1項市債は、4目教育債14億8,000万円ほか、計16億7,100万円を計上し、投資的経費に係る住民負担の世代間の公平及び財政支出と財政収入の年度間の調整を図ったところであります。

続きまして、歳出について、主な事業の御説明を申し上げます。

113ページをお願いします。

2款総務費は、1項12目企画費の9. 地方創生推進交付金事業において、人工知能システム活用行政サービス開発支援業務委託料、人工知能システム使用料等を、10. ICT推進事業では、外国人住民の増加に対応するための外国語通訳サービス利用料、文書の削減を一層進めるためのペーパーレス会議システム借上料を計上いたしております。

152ページをお願いします。

3款民生費は、2項2目保育サービス費の2. 保育園管理運営事業においては、155ページをお願いし、委託料に保育士の処遇改善を含む民間保育所運営委託料、吉浜北部保育園の大規模改修に係る保育園耐力度調査業務委託料を計上するほか、157ページをお願いし、補助金に認定こども園整備に係る認定こども園整備費補助金を計上するなど、安心な子育て環境を整えてまいります。

173ページをお願いします。

4款衛生費は、1項2目保健・予防費の6. 妊娠出産包括支援事業において、扶助費に産婦健康診査費を計上するなど産婦健診の充実を図り、安心な子育て環境を整えてまいります。

184ページをお願いします。

6款農林水産業費は、1項5目農地保全費の2. 排水路樋門維持管理事業において、187ページをお願いし、工事請負費に服部新田排水機場ポンプ設備更新工事費を計上し、大雨等による浸水被害を最小限にするための工事を実施してまいります。

195ページをお願いします。

8款土木費は、2項1目生活道路新設改良費の2. 市道新設改良事業において、市道港線の改良工事に係る工事費、土地購入費等を計上し、通学路の安全確保等を図ってまいります。

196ページをお願いします。

3項1目河川費では、1. 治水砂防事業において、委託料に鮫川の改修に係る準用河川改修調査設計業務委託料を計上し、浸水想定区域の防災・減災対策を進めてまいります。

202ページをお願いします。

6項1目公営住宅費では、1. 公営住宅管理事業において、委託料に市営住宅長寿命化計画等

策定業務委託料を、工事請負費に湯山住宅排水管修繕工事費を計上するなど、市営住宅の修繕計画の策定及び必要な修繕等を行ってまいります。

7項1目建築総務費の1. 建築総務事業では、205ページをお願いし、委託料に空家等対策計画策定支援業務委託料を計上し、空家等の現状把握及び対策計画の策定を行ってまいります。

213ページをお願いします。

10款教育費は、1項3目教育指導費の5. 国際理解推進事業において、学習指導要領の改訂により必須化される英語教育の充実に向けた外国人英語指導助手派遣委託料を計上するほか、中学生海外派遣事業補助金を計上し、教育学習環境の向上を図るとともに、6. 教育活動支援事業では、215ページをお願いし、負担金に刈谷特別支援学校運営費負担金を計上し、本年4月に開校する刈谷特別支援学校への通学環境の整備を図ってまいります。

2項1目学校管理費の1. 小学校維持管理事業では、217ページをお願いし、委託料に長寿命化計画策定基礎調査業務委託料を計上し、学校施設の現状把握を行い、今後の計画的な修繕や改修につなげてまいります。

220ページをお願いします。

2項3目学校建設費の1. 高浜小学校等整備事業では、複合化のモデル事業である高浜小学校等の整備を進め、教育環境の向上及び公共施設総合管理計画の進捗を図ってまいります。

3項1目学校管理費の2. 中学校維持管理事業では、223ページをお願いし、委託料に高浜中学校音楽室増築工事設計業務委託料を計上し、生徒数の増加に対応するほか、工事請負費に高浜中学校外壁等改修工事費及び南中学校テニスコート整備工事費を計上し、学習環境の保持及び教育環境の向上を図ってまいります。

232ページをお願いします。

5項4目青少年育成・活動支援費の3. 青少年ホーム管理事業では、勤労青少年ホーム解体工事費を計上し、跡地活用のモデル事業である勤労青少年ホーム跡地活用事業の進捗を図ってまいります。

234ページをお願いします。

5項6目文化財保護費の1. 文化財保護事業では、まちの歴史を後世に伝えるための取り組みとして市誌編さんに係る経費を計上いたしております。

240ページをお願いします。

12款公債費は、借入残高の減少に伴い、前年度比6,257万4,000円減の8億4,702万1,000円を計上いたしております。

説明は以上のとおりでございます。よろしくご説明申し上げます。

○議長（杉浦辰夫） 市民総合窓口センター長。

○市民総合窓口センター長（大岡英城） それでは、議案第31号 平成30年度高浜市国民健康保

険事業特別会計予算について御説明申し上げます。

予算書の15ページをお願いいたします。

平成30年度高浜市国民健康保険事業特別会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ35億135万4,000円と定めるもので、前年度比10.2%、3億9,610万2,000円の減といたしております。

今回、予算規模が縮小となりました要因といたしましては、平成30年度からの新たな国保制度により、県と市町村間において納付金制度が導入されたことに伴い、これまで市町村において国や社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会と被保険者の医療費に係る歳入歳出の予算を賄っていたものが、市町村が県に納める納付金により医療費に係る予算の全てを県が中心となって運用するためのものであります。これにより予算科目においても大幅な変更を伴う編成内容となっておりますことを、あらかじめ御承知おきくださいますようお願い申し上げます。

それでは、予算説明書の273ページをお願いいたします。

まず、歳入におきましては、これまで国などからの医療費に係る交付金として国庫支出金、療養給付費交付金、前期高齢者交付金、共同事業交付金の各予算を計上してはりましたが、全て廃止となったことから新たな款の科目構成となっております。

それでは、歳入について御説明申し上げます。

1款国民健康保険税は全体で9億612万円とし、前年度比8.7%、8,583万円の減を見込んでおります。

内訳といたしまして、276ページの1項1目一般被保険者国民健康保険税では、1節医療給付費分現年課税分から278ページの6節介護給付金分滞納繰越分まで、合わせて8億8,889万6,000円を見込み、2目退職被保険者等国民健康保険税につきましても、1節医療給付費分現年課税分から6節介護給付金分滞納繰越分まで、合わせて1,722万4,000円をそれぞれ見込んでおります。

なお、現年課税分の積算に当たりましては、平成29年度の本算定時の課税総所得金額等に基づき算出しており、収納率につきましては、平成29年度の実績見込みを踏まえ設定いたしております。

次に、2款県支出金は全体で22億8,546万5,000円とし、20億9,494万6,000円の増を見込んでおります。

この大幅な増額といたしましては、県支出金の性質の見直しがなされ、県より医療費に係る療養給付費交付金が増えたことによるものでございます。

280ページをお願いいたします。

4款繰入金は全体で2億6,630万6,000円とし、1項1目一般会計繰入金につきましては、保険基盤安定制度及び職員給与費等の繰入基準に従って一般会計から繰り入れを行うとともに、福祉医療波及分及び納付金補填分の繰り入れをいたすものであります。

続きまして、274ページ、歳出について御説明申し上げます。

歳出につきましても、これまで国などの医療費に係る科目として後期高齢者支援金等、前期高齢者納付金等、老人保健拠出金、介護納付金、共同事業拠出金の各予算を計上しておりましたが全て廃止となり、新たな款の科目構成となっております。

286ページをお願いいたします。

1 款総務費は全体で6,987万5,000円とし、職員9人分の人件費のほか、国保事業の運営や国保税の賦課徴収等に係る経費を計上いたしております。

288ページをお願いいたします。

2 款保険給付費は、平成29年度の実績見込額に基づき全体で22億8,519万4,000円を見込み、前年度比6.5%、1億4,003万円の増といたしております。

主な内訳としては、1 項 1 目一般被保険者療養給付費を19億3,425万6,000円、2 目退職被保険者等療養給付費を4,146万円、3 目一般被保険者療養費を2,560万8,000円、2 項高額療養費を2億5,371万4,000円といたしております。

290ページをお願いいたします。

4 項 1 目出産育児一時金及び5 項 1 目葬祭費は、年間交付件数を見込み計上しております。

3 款国民健康保険事業費納付金は平成30年度から新設科目となるもので、県が最新医療費及び所得水準により算定を行った本市分の納付金の確定額として、全体で10億6,863万2,000円を計上しております。

292ページをお願いいたします。

4 款保健事業費は4,169万7,000円を計上しており、主な事業として特定健康診査等事業、診療報酬明細書レセプト点検事業、医療費通知事業、健康診査費用助成事業及びデータヘルス計画に伴う国保ヘルスアップ事業を実施してまいります。

296ページをお願いいたします。

7 款諸支出金は、前年度に係る償還金及び還付加算金として2,590万8,000円を見込んでおります。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（杉浦辰夫） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） 議案第32号 平成30年度高浜市土地取得費特別会計予算について御説明申し上げます。

予算書21ページをお願いいたします。

平成30年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ6,782万2,000円とするもので、前年度対比251万9,000円の増額となっております。

説明書の316ページをお願いいたします。

歳入でございますが、1 款 1 項 1 目基金運用収入及び2 目財産貸付収入は、それぞれ所有地の

貸し付けにより190万円を見込み計上いたしております。

2項1目不動産売払収入の6,591万2,000円は、土地取得費特別会計所有地等の約748平方メートルの処分を見込んで計上いたしております。

318ページをお願いいたします。

歳出でございますが、1款1項1目土地取得費の主なものは、13節委託料97万7,000円は、売払予定地等の用地測量業務委託料として2件分、保有する土地の草刈業務委託料として計上をいたしております。

17節公有財産購入費6,573万4,000円は、土地売り払い処分に伴い、土地取得費特別会計用地の取得約783平方メートルを見込んで計上いたしております。

説明は以上でございます。

続きまして、議案第33号 平成30年度高浜市公共下水道事業特別会計予算について御説明申し上げます。

予算書の27ページをお願いいたします。

平成30年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ17億2,964万2,000円とするもので、前年度対比11.2%、1億7,451万3,000円の増額となっております。

説明書の326ページをお願いいたします。

歳入でございますが、1款1項1目下水道事業費負担金2,818万1,000円は、平成31年度に供用開始する地区に対して受益者負担金を賦課徴収するもので、現年度分として2,790万3,000円と、滞納繰越分として27万8,000円を見込み、計上いたしております。

2款1項1目下水道事業使用料3億4,687万9,000円は、現年度分として3億4,505万9,000円と、滞納繰越分として182万円を見込み計上いたしております。

3款1項1目下水道事業費国庫補助金9,400万円は、前年度対比66.4%、3,750万円の増額となっております。汚水管の施設整備事業費を社会資本整備総合交付金として、対象事業費1億8,800万円と見込み、交付率2分の1を計上いたしております。

5款1項1目一般会計繰入金7億2,959万2,000円は、前年度対比で6.4%、4,370万8,000円の増額でございます。

328ページをお願いいたします。

最下段の8款1項1目下水道事業債5億3,080万円は、前年度対比11.1%、5,300万円の増額となっております。

次に、330ページの歳出について御説明申し上げます。

1款1項1目の一般管理費2,932万1,000円は、職員の人件費が主なものでございます。

1款1項2目の維持管理費2億8,074万5,000円は、13節委託料では台帳作成業務委託料、マンホールポンプ保守点検・遠方監視業務委託料等で1,557万円を、15節工事請負費は管路補修工事

費として1,144万円を、19節負担金、補助及び交付金として、矢作川・境川流域下水道衣浦東部処理区維持管理費負担金及び下水道使用料徴収業務負担金で2億3,454万8,000円を計上いたしております。

332ページをお願いいたします。

1款2項1目の下水道建設費は8億2,445万5,000円で、前年度対比21.1%、1億4,364万5,000円の増額となっております。

主なものは、13節委託料7,103万3,000円は汚水施設建設事業で、平成31年度施工予定区域等の設計業務委託料、下水道事業公営企業会計移行業務委託料等で前年度対比で1.8%、122万6,000円の増額でございます。

15節工事請負費は5億4,738万7,000円で、汚水施設建設事業で、論地、中部第1、浜第2の3処理分区で約13.7ヘクタールの管渠築造工事、前年度整備をいたしました箇所の舗装復旧工事等を計上いたしております。

19節負担金、補助及び交付金7,093万8,000円は、矢作川・境川流域下水道衣浦東部処理区建設事業負担金の7,069万5,000円等を計上いたしております。

22節補償、補填及び賠償金1億630万円は、工事の施工に支障となります水道管、ガス管等の移設・移転補償費となっております。

2款1項公債費は、公共下水道整備に係る借入金の元金及び利子の償還金として5億9,412万1,000円をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

続きまして、議案第34号 平成30年度高浜市公共駐車場事業特別会計予算について御説明申し上げます。

予算書の35ページをお願いいたします。

平成30年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ3,410万円とするもので、前年度対比472万7,000円の増額となっております。

説明書の352ページをお願いいたします。

歳入でございますが、1款1項1目駐車場使用料3,400万8,000円は、三高駅西駐車場使用料で、前年度対比472万8,000円の増額を見込み計上いたしております。

354ページをお願いいたします。

歳出は、1款1項1目駐車場管理費の主なものは、11節修繕料299万6,000円は、駐車場施設の経年劣化等に対応するため、自動ドア設備、誘導灯設備等の更新を予定いたしております。

13節委託料1,520万円は、駐車場の指定管理者でございます株式会社日本メカトロニクスへの指定管理料でございます。

14節使用料及び賃借料540万円は、駐車場敷地の所有者であります名古屋鉄道株式会社への借

地料でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（杉浦辰夫） 福祉部長。

○福祉部長（加藤一志） それでは、議案第35号 平成30年度高浜市介護保険特別会計予算について御説明申し上げます。

予算書41ページをお願いいたします。

保険事業勘定における予算総額は、歳入歳出それぞれ25億7,585万5,000円と定めるもので、前年度対比5.1%、1億3,736万4,000円の減といたしております。また、介護サービス事業勘定における予算総額については、歳入歳出それぞれ4,616万9,000円と定めるもので、前年度対比6.5%、322万2,000円の減といたしております。

予算説明書366ページをお願いいたします。

まず、保険事業勘定の歳入でございますが、1款保険料は、前年度対比6.2%増の6億4,800万5,000円を見込んでおります。これは保険料基準額の改定等によるものでございます。

370ページをお願いいたします。

2款使用料及び手数料は、一般介護予防事業における宅老所やIT工房などの使用料が主なものであります。

3款国庫支出金は、前年度対比6.5%減の5億3,412万9,000円で、介護給付費負担金、372ページの調整交付金、地域支援事業交付金など、4款支払基金交付金では6億5,704万6,000円を、5款県支出金では3億5,412万5,000円を、保険給付費や事業費に対する割合に応じて、それぞれ計上いたしております。

374ページをお願いいたします。

7款繰入金は3億8,036万6,000円で、1項1目一般会計繰入金は、前年度対比4.5%減の3億7,648万7,000円を計上いたしております。

376ページをお願いいたします。

7款2項基金繰入金は387万9,000円で、介護給付費準備基金からの繰入金であります。

9款3項雑入は98万4,000円で、介護用品等給付費本人負担金や宅老所送迎利用者実費収入が主なものであります。

次に、歳出について御説明申し上げます。

380ページをお願いいたします。

1款総務費は、前年度対比4.7%減の5,979万9,000円で、職員4人分の人件費のほか、被保険者証などの作成、賦課徴収、介護認定審査会、介護認定調査及び介護保険審議会などに係る経費をそれぞれ計上いたしております。

384ページをお願いいたします。

2 款保険給付費は、前年度対比5.9%減の23億7,756万7,000円で、1 項介護サービス等諸費では、居宅介護、地域密着型介護、施設介護などのサービス給付費として21億8,892万5,000円を計上いたしております。

386ページをお願いいたします。

2 項介護予防サービス等諸費では、要支援の方に対する介護予防や地域密着型介護予防などのサービス給付費を、3 項では高額介護サービス費を、4 項では高額医療合算介護サービス等費をそれぞれ計上いたしております。

388ページをお願いいたします。

2 款 6 項特定入所者介護サービス費は、低所得の方が介護保険施設に入所した際、負担限度額を超える食費と居住費について補足的な給付を行うものであります。

3 款保健福祉事業費は、前年度対比6.6%減の520万2,000円で、介護用品等の給付や住宅改修に係る補助金、いわゆる横出しサービスとして係る経費の23%分を計上いたしております。

4 款地域支援事業費は、前年度対比13.4%増の1 億3,079万1,000円で、1 項介護予防事業費では、介護予防・生活支援サービス事業費として、訪問型サービスや通所型サービス、介護予防ケアマネジメントに係る経費をそれぞれ計上いたしております。

390ページをお願いいたします。

4 款 2 項一般介護予防事業費では、介護予防把握事業、介護予防普及啓発事業を初め、392ページの地域介護予防活動支援事業として、宅老所などの指定管理料などのほか、生涯現役のまちづくり事業に関する経費を計上いたしております。

394ページをお願いいたします。

4 款 3 項包括的支援事業・任意事業費では、地域包括支援センター運営事業、権利擁護事業などのほか、396ページの在宅医療・介護連携推進事業では、新たに在宅医療・介護連携推進事業業務委託料を計上し、切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築に取り組んでまいります。

また、認知症総合支援事業では、認知症初期集中支援事業業務委託料を計上し、認知症の方やその家族に早期診断・早期対応ができる仕組みをつくってまいります。

続きまして、介護サービス事業勘定について御説明申し上げます。

418ページをお願いいたします。

介護サービス事業勘定の歳入でございますが、1 款使用料及び手数料は、前年度対比41.6%減の530万9,000円で、介護予防サービス計画手数料が主なものであります。

2 款繰入金は、職員給与費等繰入金として4,085万8,000円を一般会計から繰り入れるためのものであります。

420ページをお願いいたします。

次に、歳出でございますが、1款1項介護予防支援事業費では、介護予防サービス計画の作成などに係る職員6人分の人件費のほか臨時職員の雇用に要する賃金など、合わせて4,616万9,000円を計上いたしております。

説明は以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（杉浦辰夫） 市民総合窓口センター長。

○市民総合窓口センター長（大岡英城） それでは、議案第36号 平成30年度高浜市後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。

予算書の49ページをお願いいたします。

平成30年度高浜市後期高齢者医療特別会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ5億698万5,000円と定めるもので、前年度比6.6%、3,123万2,000円の増といたしております。

まず、歳入について御説明申し上げます。

予算説明書の436ページをお願いいたします。

1款後期高齢者医療保険料は、前年度比4.9%、1,836万7,000円増の3億9,436万4,000円を見込み、特別徴収に係る保険料として現年度分全体の約48.86%、1億9,247万4,000円を計上し、普通徴収に係る現年度分の保険料として全体の約51.14%、2億85万円をそれぞれ計上いたしております。

3款繰入金は、前年度比13.1%、1,231万円増の1億655万4,000円を見込み、人件費等に係る職員給与費等の繰入金として3,694万7,000円、保険料の軽減実施に伴う減収分を補填するための保険基盤安定繰入金として6,960万7,000円をそれぞれ計上しております。

続きまして、440ページをお願いいたします。

次に、歳出について御説明申し上げます。

1款総務費は、全体で前年度比50%、1,232万円増の3,695万1,000円で、人件費のほか、後期高齢者医療推進事業及び保険料徴収事業に係る事務的経費であります。

442ページをお願いいたします。

2款後期高齢者医療広域連合納付金は、前年度比4.1%、1,835万7,000円増の4億6,398万4,000円を見込み、保険料負担金として3億9,437万7,000円、保険基盤安定負担金として6,960万7,000円を計上いたしております。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（杉浦辰夫） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） 議案第37号 平成30年度高浜市水道事業会計予算について御説明を申し上げます。

水道事業会計予算及び説明書の3ページをお願いいたします。

第2条の業務の予定量は給水栓数1万9,774栓を見込み、年間総給水量は過年度の実績及び本

年度の給水状況等を考慮し、前年度より9万7,000立方メートル増の514万8,000立方メートルを予定いたしております。

1日平均給水量1万4,104立方メートルは、年間総給水量を365日で除して算出した水量でございます。

主な建設改良事業は、配水管網等布設整備工事として2,973万7,000円、水道施設近代化工事として3億6,528万3,000円をそれぞれ予定し、施設整備を進めてまいります。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、第1款水道事業収益、前年度対比で2.3%、2,015万7,000円増額の8億7,856万9,000円を見込み、水道事業費用では、第1項営業費用で県水受水費を含む配水及び給水費、総係費、固定資産減価償却費等8億1,696万円を、第2項営業外費用で支払利息等3,026万5,000円、第4項予備費300万円としており、前年度対比で8.8%、6,883万円増額の8億5,022万5,000円を予定いたしております。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、重要給水施設配水管布設替工事、下水道工事に伴う配水管移設工事等、計画的に耐震管に布設がえを進めるとともに、老朽化した高浜配水場の自家発電設備、緊急遮断弁の更新を実施するための建設改良費として4億1,250万3,000円、企業債償還金を5,060万7,000円とし、資本的支出額を前年度対比で2.6%、1,181万3,000円増額の4億6,311万円を予定し、これら事業の財源として企業債、出資金、負担金、補助金で資本的収入額を1億1,837万3,000円と見込み、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、3億4,473万7,000円につきましては、減債積立金5,060万7,000円及び建設改良積立金7,000万円を取り崩し、残りを損益勘定留保資金等の内部資金で補填することといたしております。

4ページをお願いいたします。

第5条は、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額でございまして、配水管布設替工事実施設計業務委託料1,500万円、料金及び会計システム元号変更対応委託料121万2,000円について、それぞれ限度額を定めるものでございます。

第6条は、起債の目的、限度額等について定めるもので、水道施設整備事業に対して2,000万円の起債を予定いたしております。

第7条から第11条までは、一時借入金の限度額並びに予算の流用等について一般的事項を定めるものでございます。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（杉浦辰夫） 暫時休憩いたします。再開は14時10分。

午後1時58分休憩

---

午後2時8分再開

○議長（杉浦辰夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第11 報告第1号及び報告第2号を会議規則第34条の規定により、一括議題といたします。  
逐次、報告説明を求めます。

都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） 報告第1号 平成30年度高浜市土地開発公社の経営状況について、その概要を御報告申し上げます。

2ページをお願いいたします。

平成30年度に実施しようとする事業は、市の南部地区、市道港線の横浜橋より南側の視距改良及び歩道設置事業に係る用地の取得・処分、田戸町の信号交差点の歩道設置事業に係る用地の取得を予定いたしております。新たに208平方メートルの用地を取得し、本年度中に取得をする116平方メートルの用地を処分する計画としております。

4ページをお願いいたします。

予算でございますが、第3条、収益的収入及び支出のうち収入、第1款事業収益4,088万7,000円、内訳は、公有地取得事業収益と附帯等事業収益で、公有地取得事業収益は用地の処分に伴う収入額、附帯等事業収益は不動産貸付等の収入でございます。

次に、2款事業外収益8,000円、内訳は、受取利息と雑収益で、預金の受取利息と電柱の占用料でございます。

5ページをお願いいたします。

支出は、第1款事業原価3,966万6,000円は、公有地の処分に伴う原価でございます。

第2款販売費及び一般管理費114万9,000円は、役員報酬及び法人市県民税や不動産の貸し付けに伴う公租公課の支出等でございます。

次に、第4条、資本的収入及び支出のうち収入、第1款資本的収入は1億2,237万2,000円、内訳は借入金と造成事業費用振替収入で、新たな用地取得に伴う費用や保有地の維持管理などに伴う費用の支出に対する借入金と、用地の処分に伴う収入額を収益的予算から資本的予算に振りかえる造成事業費用振替収入でございます。

支出は、第1款資本的支出は1億2,237万2,000円、内訳は公有地取得事業費と償還金で、新たな用地取得に伴う費用や保有地の維持管理に伴う費用を支出する公有地取得事業費と公有地の処分に伴う借入金の償還金でございます。

次に、第5条、借入金は、用地取得造成事業資金に充てるため15億円を限度とし、借り入れの方法、借入先、利率、償還の方法は記述のとおりでございます。

次に、9ページをお願いいたします。

資金計画は、当年度の受入資金は、事業収益、事業外収益、借入金及び繰越金で1億6,113万6,000円を予定し、支払資金、販売費及び一般管理費、予備費、公有地取得事業費及び償還金で1億2,352万2,000円を予定いたしております。

次に、10ページをお願いいたします。

予定の損益計算書でございます。

経常利益及び当期純利益は7万9,000円を予定いたしております。

最後、11ページをお願いいたします。

予定貸借対照表でございます。

資産の部は、流動資産と固定資産で4億8,310万4,000円を、負債の部は固定負債3億8,267万6,000円でございます。

資本の部は、資本金と準備金の合計1億42万8,000円が資本金合計で、負債資本合計は資産合計と同額の4億8,310万4,000円でございます。

報告は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（杉浦辰夫） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 報告第2号 平成30年度高浜市総合サービス株式会社の経営状況につきまして御報告を申し上げます。

事業計画書及び収支予算書の2ページ、事業計画総括表をお願いします。

平成30年度の受託事業は、1、公共施設維持管理事業から、10、観光サービス事業まで45事業の実施を予定し、会社独自の自主事業は、11、物販・リース事業の4事業に取り組むことといたしております。

各事業の詳細につきましては、4ページから16ページまでの事業計画明細書のとおりであります。

18ページをお願いします。

収支予算書について申し上げます。

初めに、収入は、1款営業収入6億1,602万1,000円と2款営業外収入5万5,000円を合わせまして6億1,607万6,000円を予定いたしております。

次に、支出は、1款営業費用は5億8,158万5,000円で、これに2款営業外費用、3款法人税等、4款消費税及び地方消費税を合わせまして6億1,514万4,000円を予定いたしております。

19ページの貸借対照表をお願いします。

資産の部は、流動資産は、現金・預金、未収入金など2億6,882万6,000円、固定資産は有形固定資産及び無形固定資産999万6,000円、純資産は2億7,882万2,000円を見込んでおります。

負債の部は、流動負債は、買掛金から賞与引当金まで6,091万6,000円、固定負債は長期リース債務83万4,000円、負債合計は6,175万円を見込んでおります。

純資産は、株主資本は資本金5,000万円、利益剰余金は1億6,707万2,000円、純資産合計は2億1,707万2,000円を見込んでおります。

20ページの損益計算書をお願いします。

売上高は5億8,302万7,000円を見込み、その内訳は22ページの売上高明細書のとおりであります。

20ページにお戻りをいただきまして、販売費及び一般管理費は5億1,458万5,000円を見込み、その内訳は23ページの販売費及び一般管理費明細書のとおりであります。

20ページにお戻りをいただきまして、経常利益は148万7,000円を見込み、税引き後の当期純利益は93万2,000円を見込んでおります。

最後に、21ページの株式資本等変動計算書をお願いします。

利益剰余金は、利益剰余金合計欄のとおり前期（平成29年度）末と、当期（平成30年度）末を合わせまして1億6,707万2,000円を見込んでおります。

報告は以上のとおりでございます。

○議長（杉浦辰夫） ただいまの報告第1号及び報告第2号は、報告事項ですので、御了承願います。

---

○議長（杉浦辰夫） 日程第12 議員派遣についてを議題とします。

お諮りいたします。

地方自治法第100条第13項及び高浜市議会会議規則第158条の規定により、お手元に配付してありますとおり、議員を派遣いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦辰夫） 御異議なしと認めます。よって、お手元に配付したとおり議員を派遣することに決定いたしました。

---

○議長（杉浦辰夫） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

再開は、2月27日午前10時であります。

本日はこれにて散会いたします。御協力ありがとうございました。

午後2時17分散会

---